

平成 30 年

南三陸町議会会議録

第1回臨時会 2月6日 開会
2月6日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 2 月 6 日 (火曜日)

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成30年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成30年2月6日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	三 浦	浩 君
環境対策課長	佐 藤	和 則 君
農林水産課長	及 川	明 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
危機管理課長	村 田	保 幸 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	阿 部	修 治 君
上下水道事業所長	糟 谷	克 吉 君
総務課長補佐	大 森	隆 市 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	菅 原	義 明 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

農業委員会部局

事務局長 及川 明 君

事務局職員出席者

事務局長	佐 藤	孝 志
総務係長 兼議事調査係長	小 野	寛 和

議事日程 第2号

平成30年2月6日（火曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2 号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 10 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 10 号 工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
- 第 16 議案第 12 号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日、臨時議会であります。慎重審議、活発なご発言、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年

第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番倉橋誠司君、3番佐藤雄一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成30年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成29年第8回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、防災集団移転促進団地における宅地の取り扱いについて、ご報告を申し上げます。

住民の皆様にご心配をおかけしております本件に関しましては、防災集団移転促進団地内の空き区画となった13団地97区画を対象に、昨年9月19日から10月20日までの募集期間を設定し、一般公募により順次引き渡しを行ったところでございますが、住民の皆様から事前の周知が不足しているとのご指摘を受け、昨年末から本年1月にかけて住民説明会を開催し、住民の皆様からご理解をいただけるよう、宅地の一般開放について説明を申し上げたところでございます。

町いたしましては、住民説明会での結果を踏まえ、志津川中央地区団地につきましては、ご理解が得られない状況のため、集合住宅の建築を見合わせたほか、志津川東地区団地につきましても、近隣の方々との協議を継続して行うこととしたところでございます。

なお、一般開放に係る今後の方針いたしましては、集合住宅の建設につきましては、地域の理解が得られるまでこれを見合わせることとしたところでありますが、被災者以外の戸建て住宅に係る一般開放につきましては、引き続き積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

次に、災害時における相互応援協定の締結について、ご報告を申し上げます。

本町に対し、応援職員の自治法派遣等、多大なご支援、ご協力をいただいております山口県長門市様と長門市役所において12月22日に、宮崎県都城市様と都城市役所において1月17日に、災害時における相互応援協定を締結いたしました。

この協定は、大規模災害等の発生時において、相互に協力し、被災した相手方の早期の応急・復旧対策の展開に資することを目的として締結したものであります。同様に本町が自治体として締結する相互応援協定を除いては、山形県庄内町様、長崎県南島原市様、佐賀県多久市様、鹿児島県伊佐市様、長野県原村様との締結に続く6例目、7例目となるものでございます。

宮城、東北の枠を超える遠隔地との協定締結は、東日本大震災に見るまさに大規模な災害時においては非常に心強く、かつ有効なものでありますことから、今後におきましても、協定の内容が円滑に運用されるよう、相手方市町村との連携を密に、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、原子力災害の発生時における南三陸町民の広域避難に関する協定の締結について、ご報告を申し上げます。

先月10日、本町役場において、南三陸町と登米市様との原子力災害の発生時等における南三陸町民の広域避難に関する協定を締結いたしました。

この協定は、平成27年8月に策定いたしました原子力災害対策における南三陸町広域避難等計画に基づき行う、南三陸町民の広域避難について、宮城県が調整した広域避難先でございます登米市様とにおいて必要な事項を定め、本町UPZ内の住民の広域避難を円滑に実施することを目的として締結したものでございます。

原子力災害対策における円滑な広域避難は、最重要課題でありますことから、今後におきましても協定の内容が円滑に運用されるよう、原子力防災訓練等を重ね、連携強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、南三陸町立志津川保育所の落成式について、ご報告を申し上げます。

南三陸町立志津川保育所につきましては、保育サービスの充実と安全・安心な場所での保育を提供するため、志津川中央地区団地内に新築移転を進めてまいりました。

先月31日には、落成式をとり行い、ご多忙の中、町内外から関係者35名にご列席を賜り、式典の最後には、子供たちがお祝いの言葉や歌を披露いたしました。

また、落成式終了後におきまして、ご来賓や保護者の皆様への内覧会を実施し、多くの方々に新しい保育施設をごらんいただきました。

なお、開所の準備が整ったきのうから、児童69名が真新しい施設での保育生活をスタートしております。

次に、入谷公民館大研修会の使用禁止措置について、ご報告を申し上げます。

先般、東日本大震災による被災を大きく受けなかった公共施設の適正な維持管理を行うため、改修整備等を実施する前に、吹きつけ材等の飛散性アスベスト含有建材の使用状況を把握することを目的に調査を行ったところ、入谷公民館の2階大研修室天井部分に、現在では使用が禁止されているアスベストを含む吹きつけ材の使用が認められました。

このことから、竣工後40年余りが経過し、経年劣化によるアスベストの飛散が想定されるため、大研修室の使用を当面の間、禁止することとなりました。

入谷公民館は、地域の社会教育を担う重要な施設と認識しておりますが、利用者の健康被害防止の観点から、今回の方針に至ったものでございます。

今後につきましては、地域の皆様に丁寧な説明を尽くし、ご理解をいただきたいと考えてお

ります。なお、担当課長より細部説明をさせますので、議員皆様方のご理解をお願い申し上げます。

次に、原子力農林業系汚染廃棄物（汚染牧草）の処理方法について、ご報告を申し上げます。

先週2日、汚染牧草を保管している畜産農家の皆様に対し、畜産農家の負担軽減並びに汚染牧草の減量化を図るため、汚染牧草の処理方法について、町の方針を説明させていただきました。

現在、町には、東日本大震災による原発事故によって汚染され利用を自粛している汚染牧草が、平成28年8月の現地調査で町内16ヵ所に290.8トンが確認されており、各畜産農家が自宅敷地や生産圃場等に一時保管している状態にございます。

処理の方法としましては、このうち400ベクレル以下に区分される276.8トンの汚染牧草の一部を「すき込み」という方法を用いて実証実験を行い、放射性セシウム等が移行しないことを確認しながら処理を実施するものであります。

地域住民の皆様に対する実証実験の具体的な説明につきましては、今月中旬を目途に説明会を開催することとしております。

町といたしましては、畜産農家の皆様の負担軽減並びに汚染牧草の減量化、さらには農地再生の促進を図るべく、すき込みによる土壌還元の安全性を確認しながら、適正に処理事業を実施したいと考えておりますので、議員皆様の特段のご理解とご協力についてお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、入谷公民館に関する件につきまして、細部説明をさせていただきたいと思います。ご存じのように、建設課におきましては、建物を管理する担当課のほうから工事等の依頼を受けて、営繕工事を実施してございます。工事発注に当たりまして、それぞれのリスクの把握の調査をするということはこれまでどおりやらせていただいたところでございます。

今回の工事に当たりましても、図面等はほぼほぼ流されて、ないのでございますけれども、可能な限り資料の収集を行い、図面と現地を比較してございました。その中で、一部アスベストの使用が疑われる箇所がございましたので、改めて調査をしたところでございます。正式な報告書につきましては、まだ提出はされておりませんが、事が緊急を要することから、中間報告という形で業者のはうから年明けに報告をいただいたところでございます。

アスベストにつきましては、不燃性、耐熱性、高強度、耐薬性、それから経済性にすぐれている建材でございます。古くから使われておりましたが、昭和50年、健康被害が予想されるということで規制が始まっています。その以降、規制が強化され、平成18年に一部の例外を除き使用が禁止されてございます。

今回、入谷公民館につきましては、7カ所調査をさせていただきました。そのうち、検出されなかつたのが1カ所でございます。大研修室につきましては、特に国でも重要視しております吹きつけ材が確認できました。材料名はバーミキュライトというものでございます。石綿の種類はクリソタイル、推定含有量が0.1%から5%含まれているという内容でございます。

この部分につきましては、アスベストの危険性をレベル1からレベル3まで区分してございます。今回の吹きつけ材量につきましてはレベル1に該当するということで、撤去または封じ込めの工法が必要となってございます。

町長の行政報告にもございましたとおり、建設から40年余りが経過しておりますので、通常であれば、建設当初であれば、飛散等の心配はないわけでございますけれども、大分時間がたっているということで、いずれ飛散の可能性があるということで、今回緊急措置をとらせていただきました。

今後の対応につきましては、財政的なこともございますので、庁内で検討し、方針を決定してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもよろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（三浦清人君）　ここで、暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時09分　休憩

午前10時30分　開議

○議長（三浦清人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君）　入札のほうですね、その3の入札結果の関係ですけれども、コンサルさん、前から私ずっと思っていたんですけども、大分金額の開きがあると。今現在、いろいろなシステムを使って積算すると、こんなことはないんですけども、企業努力だということを言われているような話ですけれども、最後までコンサルさん、責任を持っていろんな結

論ですか、結果まで出してくれるのか。契約はここまでだからこれで終わりなんだというようなことはあるのかどうか、その辺、伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 委託工事につきましても、工事と同様に国の積算基準がございますので、こちらで必要とする作業について、それに基づいて積算をしてございます。では、何で安い金額で入札されるのかというと、まさにそこは各業者さんの思い、考え方がそれぞれおりになるんだろうということで、発注者側としてはなかなかつかめない状況でございます。

それと、基本的には、業務についての契約でございますので、基本は契約書にのっとって作業していただくということでございます。当然、工事も同じようにさせていただきまして、当初想定していなかった部分について、もし増工等があれば、それぞれ協議の上金額の変更をしているという状況でございますので、業務につきましても、当初想定されていない部分の業務につきましては、必要が生じた都度、協議をさせていただいて追加させていただいているということで、ざくくばらんに言えば、サービスでやってもらえるのかということなんではないかなとは思うんですが、基本的にある程度線引きは必要だと考えてございます。必要なものはしっかりと対価をお支払いして、しっかりとした施工をいただくというのが基本的な姿勢でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 今までの結果として、何回も見ているんですが、そういう変更的な面ですか、例えば金額が半分以下の方、あるいは3分の1の方でどの程度あったか、その辺の実情というのはわかりませんかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） よくご存じのように、震災から数年間は需要が多いということで、供給側がかなり強気の姿勢で入札に参加していたということが見られていますけれども、この傾向があらわれてきましたのが本年度になってから、いよいよ復興事業も先が見えてきているということで、それぞれの業者さんのはうで仕事の確保に入っているという状況でございますので、数的には全体から見ればそれほどないんだろうと考えていますが、ただ、全体の今、資料がございませんので、どの程度ということは明確なお答えはできませんが、29年度において多分3分の1とか4分の1、その程度の件数と思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） といいますのは、この支援事業ですか、予算獲得のためとか、そういうので、現場の把握等ですか、本当にしっかりやっているのかなと。実際、仕事に入ってみると、図面の書き直しからいろいろな面が発生してくるような状況にとられているような状況だと思います。ですので、当然そのように変更になってくるのが当たり前だと思うんですが、その辺、最初からしっかり町のほうでも確認しなければいけないのかなと、そのように思うんですが、そして、ある程度は最低金額ですか、そういうのもいろいろな面で仕事をしてもらう関係上、最低金額も指定したらどうなのかなと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） これは、副町長。

○副町長（最知明広君） 質問の件でございますが、基本的にはやはり今までのルールにのっとって進めてまいりというのが原則だと思います。ですから、委託の部分に関しては最低制限価格を設けないというような形を今までやってきたというような、その踏襲がございますので、それについては今までどおり進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○ 4番（千葉伸孝君） 4番です。

1つだけ質問したいと思います。今回の工事内容に消防の水槽設備が2カ所と、あと消防団の施設整備が3カ所と、これが工事の中に載っています。そして、現在南三陸町は大震災によって消防関係の施設がもう壊滅的な状況になった中で、今7年目を迎えるわけですが、この町の消防施設、消防団、そして消火栓、こういった設備はどの辺まで進んでいるのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 消防団の流出した施設の工事につきましては、昨年度4カ所工事を進めております。今年度11カ所工事を進める予定でしたが、今年度については今のところまだ7個班分、消防団の再編成にあわせて今整備を進めておりますので、現在7個班分で、残りにつきましては、まだ消防施設の土地が確保できていないというところで、今行政区、契約講と調整をしながら進めているというところが現状であります。

消防水利につきましては、消火栓につきましてはちょっと総数は把握していないんですが、消火栓につきましては、水道事業所と調整をしながら事業を進めております。消火栓より防火水槽のほうを、危機管理課については耐震性の防火水槽、震災のときに消火栓が使用できなくなったという件もございまして、耐震性の防火水槽について整備を進めております。現在、年間約3カ所ずつ整備を進めております。あと、あわせまして市街地復興整備費のほう

で、これにつきましては年間約4カ所ずつ整備を進めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の説明によると、とにかく一歩ずつ町の消防防災に関しては進んでいると。なかなか、大体幾らぐらいできているかというのがその答えにはなかったんですけども、半分ぐらい進んでいるんでしょうか。その辺、もう一回お聞きしたいと思います。

あと、消防団の引退された方が、町の消防団に関して心配しています。この間の出初め式で消防団員の方、消防署の方、あの雄姿を見ていると安心はするんですが、多くの地区に消防団が存在していますが、町内市街地の消防団はもう皆無で、まだ結成されていない状況の中で、火災発生時期には大変な状況がその中にはあると思います。現在、火災が多発していて、歌津の皿貝地区の火災では水の確保もなかなか厳しかったと。火災はいつ起こるかわからぬ状況の中で、今、課長の話ですと、とりあえず耐震性を整えた水槽を完備するんだと。消火栓では、地震が起きたとき津波が起きたときに対応できないと。やっぱりそれは正しい選択だとは思いますが、ただ7年を迎えるに当たり、なかなかその整備は厳しいということだと思います。

そして、消防団員の確保も、人口が減っていって消防団員のなり手もないと。そういった中で、これまで消防団の団員として40年、50年務めていた方は、昔はこうだったというけれども、今の南三陸町における消防団のなり手、そういった部分を町でどのような方向で今後準備をしてくのか。そういう消防団の設備とか消火栓も、やっぱり人が伴っていかないところの部分というのは活用できない部分だと思うんです。だから、その辺、今後団員の確保にどういった活動を町ではしているのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 消防団の人員の確保については、議員がおっしゃるとおり非常に全国的に問題となっているところでございます。当町としましては、ちょうど再編成を現在進めております。今、消防団につきましては56個班ございましたが、これを40個班に改めまして再編成をしております。これにつきましては、確かに震災でその班の人員がいなくなってしまった、足りなくなったということですね、そういう班もございまして、この56個班で運用していた時期には、その班の人員がやっと消防車を1台運用できる5名から6名ぐらいの班の編成でありましたので、ここについては非常に班の各人が持つ責任が大きいというところで、何ていうんですかね、やめたいという方も非常におきました。というところで、班を再編成して、守備範囲は少し広がるんですが、その1個班の班の人員をふやすことによ

って、その個人個人の責任が少し軽くなるというところで、負担が減るというところで何とか継続していただいているというところが実情です。

あと、消防団の団員の確保につきましては、なかなか難しいところですが、行政区長さんとか、あと契約講の方とお話をしながら、あと各消防団にもお願ひをして、各地区を回っていただきて確保に努めているというところが現状であります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町の取り組みは今の説明でわかりましたけれども、団員が集まらないからというような形の考え方だけをずっと通していったのでは、やっぱりなかなかその辺は難しいと。そういうことを考えたときに、例えば志津川消防署の人員拡大とか、消防分署の拡大とか、その辺でもって大きな団体にその辺はある程度依存していくことも、団員とか消防団が少ないと、そういう部分、そういう考え方もあると思います。

あとは、地域防災、行政区の中に消防団だけではなくて、やっぱりある程度の人たちで防災活動をしていく、初期的な消火はできると思うので、そういう活動も私は必要だと思います。あと、防火婦人部、各地区で本当に何かあったときに炊き出しとか頑張っていますけれども、また別な形のこの防火婦人部の火災を起こさないための活動もこれからは今より以上にしていければ、火災が減っていくのかなと思いますので、新たな町の防災対策というものを考えるべきだと思います。この辺を提案して、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第1号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改正された国家公務員の給与水準を準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

議案第1号の細部説明をさせていただきます。

南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

議案は7ページから35ページにわたり、多々ボリュームのある内容でございますが、これはかいつまんで申し上げますと、全体で5条立てとなってございます。この改正条文1本で既存の3つの条例の一部を同時に改正を行うものでございます。

まず、1つ目は、第1条の南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例でございます。2つ目は、第2条、第3条で、南三陸町職員の給与に関する条例の改正になります。いわゆる町で一般に勤務しております一般職に係る分の条例がこの部分ということになります。3つ目は、第4条、第5条で、南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正ということで、3本を同時に改正する内容となってございます。

いずれも改正理由は同一でありますて、人事院勧告に基づいて、国家公務員一般職の給与が改定されたことに伴いまして、国の制度に準拠して本町の職員の給与に関する条例改定をお諮りするものでございます。

では、資料でございますが、議案関係資料の8ページから35ページにわたり、新旧対照表を添付してございますが、これを用いますと説明が煩雑になりますことから、条例改正の概要を資料の7ページに取りまとめてございますので、これを用いてご説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

では、改めまして、議案参考資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1といたしまして、給料表を改定いたします。人事院では、本年の民間給与の較差が、国家公務員の行政職で631円下回っていたということで、その較差を解消するために、給料表の水準を上げる勧告がなされております。俸給表につきましては、本年度の4月1日にさかのぼりまして、初任給を1,000円引き上げるとともに、若年層に同程度の改定を行い、その他につきましては400円程度の引き上げを基本として改定されてございます。これらは、それぞれの給料表詳細に示されているところでございます。

このように、給与勧告制度につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられておりますが、宮城県と仙台市、政令都市を除いた県内各市町村においては、全て人事委員会として設けられておりませんので、国の人事院勧告に基づいた給与改定に準ずる方法で給料表の改定措置がとられているところでございます。

次に、第2といたしましては、勤勉手当の改定でございますが、支給率を0.1月分引き上げまして、年間を4.3カ月から4.4カ月分に改定するものでございます。（1）の第2条関係として、平成29年度については、その表の12月勤勉手当の下線部に記載のとおり、支給割合を現行0.85月分から0.1月分ふやして0.95月分へ改定し、年額で4.4月分といたします。

また、（2）の第3条関係では、平成30年4月1日以降の期末勤勉手当の支給割合については、年間支給割合は同じ4.4月分ですが、下線部に記載のとおり、6月と12月の勤勉手当を0.05月分ずつ振り分けて支給する内容となっております。

なお、条例の改正分においては、一般職と同様に任期つき職員の給料表の改定についても同様になっております。

最後に、今回、給与改定の対象人数でございますが、一般行政職227名、医療職104名、労務職員17名の合計348名が対象となります。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

若干お伺いいたします。参考資料の26ページ、27ページなんですかけれども、要するに、今回の人事院勧告による期末手当と勤勉手當の中より、期末手当はそのまま据え置きで、勤勉手当のほうが0.5ですか、上がるようなんですかとも、説明のようですかとも、その中において26ページの第20条ですね、一番下の段です、勤務成績に応じて、それぞれの基準日の

云々とあります。この勤務成績、勤務手当を上げるについて、この勤務成績を評価として担当上司、係長、担当課長か、いるわけですけれども、その人たちがこの勤務成績を評価するんだと思うんです。勤務成績に応じてとあります。そうした場合、何を基準として、そのランクが例えば5段階のうち1がいいですよ、2がいいですよとランクがあるのか、全くその上司によって主観的な見方で勤務成績をするのか、その点が1つ。

それから、地域手当という言葉が出てきます、その上なんですけれどもね。4番の第2条2項の期末手当と、基準額は、とありますけれども、その下の中に、地域手当という言葉が出てきます。この地域手当という、その手当の意味をお知らせください。

それから、31ページです。31ページのここは改定でなくて、現行そのままなんですけれども、現行の中に、育児手当をとっている人、育休を1年間とりました。そして、復帰しました。例えば4月1日から復帰する人、その休んだときから、7月とか12月とかとまちまちだと思います、1年間育休をとるってね。こうした場合のその勤勉手当の計算方法ですね。6月1日と12月1日基準日、その日にいた人はそれらを受けられますけれども、途中の場合はどういうふうな算定になるのか、その辺、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 3つの制度についてのお尋ねでございます。一つずつ申し上げさせていただきます。

勤務の成績に基づいて勤勉手当を支給するという制度上の成り立ちになってございます。人が人を評価するということで、大変難しいことではありますけれども、やはりそこは日常の勤務態度でありますとか、それから業務の効率とかの中で、それぞれしっかりした評価に基づき、働く側もやる気を引き出されて効果的に進められるということの区割りになってございます。

この部分については、現在勤務評定の仕組みについて、段階的にしっかりした内容のものに導入していくという途中にございまして、まだ完全なものにはなってございませんが、やはり職員の勤務状況についての上司からの講評での評価、そういうものを出していただいております。それ以外の部分については、やはり日常的に問題が発生した場合には、人事のほうに報告をいただきながら、その必要な改善でありますとか、指示とかをしながら進めているところであります。したがいまして、まだ十分とは申し上げられない状況ですので、30年度さらにその人事評価の部分について手を入れていくということで進めてございますので、現段階ではそういう形で評価をして出しているというふうにご理解をいただければと思

ます。

それから、地域手当につきましては、地方公務員制度の給与制度の中で、しっかりと位置づけられているものではありますが、当町では実際に適用されている方はいらっしゃいません。しかし、給与制度、人勧に基づいて制度化しております関係で、そこは国の制度に基づいてそのままうたっていると。ただし、実際に適用する方は町の中では現在いないというふうにご理解いただければと思います。広域な市町村なんかで、いわゆる辺地に勤務するような場合には、そういういた地域手当などが適用されるというふうに理解してございます。

それから、育児休暇などの場合の勤勉手当への取り扱いというご質問かと思いますけれども、基準日がそれぞれ6月と12月1日が基準日になっておりまして、そこに年度の途中とかの例えれば病休からの回復とかというケースもあると思うのですが、そういう年度途中の取り扱いにつきましては、やはりその期間に応じた率が制定されておりまして、それぞれその決められた期間に応じた率を適用して計算するという方式でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君

○7番（及川幸子君）　大体わかりました。

今、育休の問題ですけれども、やはり1年間職員がお産して休むって大変な仕事、男の人から見ればわからない点もありますけれども、女の人は出産して1年間育てるということは大変な労力を必要とするんです。人、一人産んで育てるということは、一生において現在は1人、2人ですけれども、昔の人は5人、10人普通でした。というのは、家族がそれだけで、家族兄弟、家族で育てて、親でなくて、育ってくれた、そういう恩恵があったからです。今は夫婦二人で、共働きで産んで育てるということは至難のわざですよ。ですから、そういうことを考えると、やはりそこは病休とか特別休暇ではなくて、同じではなくて、育休に行くから復帰する場合はその基準日6月1日、12月1日ありましたけれども、どちらかに近い2カ月、3カ月の場合であれば、近い数字のほうに、職員が有利なほうに基準日を近づけていて算定していただければ非常にありがたい、職員が頑張る力になれるのかなと思いますので、そういう施策を考えていきたいと思います。

それから、もう一点は、勤務成績の評価、年に1回個人の自己採点表というものをいまだに出しているかと思うんですけども、やはり家庭内で不安、心配事があるといい仕事ができない、勤務がそれに没頭、充実できないということがありますので、そこはやっぱり上司のほうで家庭内のことなどを把握しながら、悩みがあるのかないのか、この人が一年間元気で仕事に100%傾注して仕事ができたのか、そういうことまでも評価の算定にしていただきたいと思

うんです。

というのは、先日、先ほど開会前に申し出でもあるのかなと思いましたけれどもなかつたということは、実は1月2日に職員で自死をされた方がおります。そういうことから、議会の問題ではないんですけども、当局から黙禱でもあるのかなと思いましたけれども、なかつたようでございます。葬儀には副町長さんと教育長さんにお出席していただきました。自死を職場でするということは、やはりその人の悩み、いろんな問題が心の葛藤があったと思うんです。まして家族を置いてそういうことをするということは、これは大変重大な重く受けとめる問題でなかろうかなと思うんです。そうした場合、まだ詳しくは家庭からは聞いておりませんけれども、新しく給食センターもなる、いろんな問題を抱えていることは確かだと思われるんです。

そうしたことからも、この評価成績ですね、それはしっかりと個人の1年の1回の個人の査定表、こういう仕事につきたいとか、こういうことをしたいとか、1年働いてこの課はこうだった、次はこの課に行きたいとか、いろいろなことが書かれると思うんです。だから、それも自由に何でも書けるような評価表にしていただきたい。個人が見えるような、その家庭背景が見えるような評価指数の評価表にしてもらいたい。そうすれば……（「簡便に、簡便に、長いよ」の声あり）はい。そうすると、その評価も上司に自分だけの評価でなくて、そういう家庭の背景も見えてくる部分があると思いますので、今後これを利用するのであればそういうことも踏まえてもらいたいということです。

それから、いろいろ勤勉手当の0.5の部分がありますけれども、この資料の中には、医療の1、2、3とありますけれども、医療業務の1、2、3の説明と、額からしてお医者さんが入っていないのかなと思われますけれども、その辺、事務長ですか、お願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 育児休暇に伴う給与の制度ということでご意見がございましたけれども、そういう配慮はやはり必要性はあるんだと思いますが、町独自にということはやはり難しいものですから、これは国の方で給与制度にしっかり反映していただくしかないのかなと。町としては人勘に基づいてということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、働く職員のそういう心の悩みの部分につきましては、本当に重視してございまして、議員がおっしゃるとおり職場の中での相談がしやすい環境ということも大事だと思っておりますが、やはり専門的な知識を持った人にしっかり相談をするという環境づくりも大事

だと思っておりまして、心の相談所に職員で少しでも悩みを感じているんであれば行くよう
にということで、日ごろから全庁の職員たちに促しているところでございますので、ご理解
をいただきたいと思います。

それから、医療職の給料表でございますが、改正分全体の中でももちろん入っているんす
が、給料表自体も、医療職 1 の給料表が資料の14ページからがそのようになってござります
ので、ごらんいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

質疑を続行いたします。7番及川幸子君

○7番（及川幸子君） では、先ほどの説明については、地域手当というのは現在あるけれども、
ここでは該当しないというご説明でした。

それから、その評価なんですけれども、ただいま国のはうからで調査中というようなご説明
でしたけれども、やはり国は国にしても、当町の評価をする場合においては、やはりその辺
よくその本人を見ながら評価されることを望みます。

そしてまた、今後前回の議会でも追認という事故等もありました。追認事項がいっぱいありますよ
ということで、これから出てくるだろうと推測されますけれども、もちろんそういう
事故を、大小かかわらず事故を起こしたということも評価の対象になろうかと思いますけれ
ども、好きでみんな事故を起こすわけないんですけども、気の緩みとか何か家庭の問題
とかさまざまな問題を抱えていると起こしやすいと思います、事故が。だから、そういう点
も評価の中には値するんだろうなと思いますけれども、その辺も考慮していただきたいと思
います。

それから、先ほど聞き忘れたんですけども、1点だけ、今、職員の給料の中で渡り制度を
運用しているのかどうか、その辺、お伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 渡り制度についてですが、そもそも渡り制度という言葉自体、公務
員の給与制度の中では禁止事項といいますか、あってはならない、いわゆる決め事という話
なので、ただこれは労働組合側で独自にそういった思想で捉えているということに尽きます

ので、町側でそれを実施するということになれば、これは県や国からの指導がぱちっと入りますので、考え方としては持ち合わせてございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今、給料が昇給という話だと思っていますが、人事院勧告の言うとおり、民間との差があるということで、それに合わせようという方向性はいいと思います。ただ、この人事院勧告の言っているのが、本当はどうなのか疑問があるのが、これは大手の企業だけを対象に言っているのではないかと。実感としては、中小企業なんかは余り昇給とか進んでいないというふうな報道なんかも見たことがあります。ですから、その大手と中小との格差なんかが本当に縮まっているのかどうか、その辺も疑問があります。でも、アベノミクスの方向性としては、やっぱり賃金を上げて個人消費をふやすということで、その方向性は正しいと思っています。ですから、公務員も給料を上げるという方向性でいいとは思うんですけれども、ただちょっと南三陸町の場合、デリケートな問題があるかと思っています。

というのは、昨年ちょっと話題になりました町民税の課税誤りであるとか、町営住宅の未請求問題であるとか、それなりの処分、それから町長、副町長も減給ということで対応されましたが、まだちょっとデリケートな問題かなと思っていまして、このタイミングでこうやって給料を上げるというようなことをするのは、どうもちょっと慎重になるべきかなと。もうちょっと慎重に考えるべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申し上げにくいところではございますが、いわゆる12月時点においてさまざま町民の方々におかけしたご迷惑の部分についてご報告をさせていただいた、そういった経緯、経過のことについてお触れのようでございますが、組織全体を預かって、しっかり行政をっていくという大きな目的と役割を担っている部署としてお答えすれば、やはり職員全体としての士気をしっかりと維持していくということ、それからそもそも人事院勧告そのものが、その組織に見合ったところの民間の給与の状況などと比較して、しっかりと制度的なものとして保障して出してきている内容だと思っておりますので、一時的な出来事などで調整をみたいなことになりますと、民間の給与の場合だと、極端にいいときはいいし、低調になればぐんと下がるという不安定さというのを持ち合わせているかと思いますが、ある意味、法制度の中で安定的にこの制度を確立していくという非常に難しい作業を国が人事院を通じて行っておりますので、これは市町村で独自の調整みたいなことは、調査すること自体もう難しいことありますので、やはりその失態に係る処分という部分はしっかりと別に

行っておりますので、この給与の制度につきましては国に従って実施をさせていただきたい
ということでご理解を頂戴したいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

勤勉手当ということで、職員の報酬の値上げだと思うんですけれども、勤勉手当という意味
合いを考えれば、仕事・勉学に一心に取り組み行うことになっています。そういった中で、
南三陸町の職員とを見た場合に、今回の前者が言われたように、未請求とか、あと税収の問
題とか何かいろいろあるみたいな中で、またその前々者が言った課長の部下への成果評価、
その辺が私には見えない部分だと思うんです。

そして、一事業所の役員として一つ思うのは、職員管理をどういった形でしている、根本論
なんですけれども、その辺、お聞かせください。やっぱり、何を根拠にして勤勉なのか、そ
の辺を明確に伝えていただければ助かります。その辺、お願ひします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 目に見える形でお示しすることが非常に難しい、人が人を評価する
という部分でありますので、7番議員にもお答えしましたが、よりそれらが客観的にご説明
できるような評価の方法ということで、段階的に今進めようとしているところでありますの
で、今後の課題として残ることはございますが、現段階として申し上げる、その勤勉といい
ますか、勤務評価の部分とすれば、やはりそれぞれの部署の管理職には事あるたびにお話し
しておりますが、やはり部下の育成ということを通じて、しっかり職員の勤務状態を把握し
て、今、町として町民に向けて何をしなければならないかということは、もう復興事業はっ
きりしておりますので、こういった業務にしっかり専念して、一日も早い町の復興、あるいは
行政としても果たすべき役割を果たす、そういうことに管理職としてしっかり目を配つ
てほしいということで、そこから上がってくるそれぞれの職員の評価を人事として取りまと
めさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私、基本的に聞きたいのは、町の職員の管理というのは、各課の課長た
ちがかかわっている部分だと思うんです。そして、一事業所ですと、今は例えば30人でも20
人でも、タイムカードというような形で職員の管理をしていると思います。しかしながら、
南三陸町においては300人を超える職員を抱えているような状況の中で、その勤務管理をどん
な形でしているのか。そして、その職員の働き方、一日を通して果たして課長が管理できる

のかというのは、私は難しい部分だと思うんです。そこは、職員個人個人の行動、自分の行動に責任を持って自分の職務に当たるということが一番私は必要なことだと思います。それに関して職員が自分の働き以上のことしてくれたのなら、もちろん勤勉手当払って当然だと思います。

しかしながら、全部が全部自分の役職を100%果たしているかというと、その判断は課長本人、上司本人だと思うんです。一番の上司は佐藤 仁町長だと思うので、佐藤 仁町長が細かい職員の勤務管理まで、私はいかないと思います。無理だと思います。その下で支えているのがやっぱり各課の課長の皆さんだと思います。その各課の課長の皆さんが、果たして職員の一人一人まで行動まで把握できるのかというと、私は無理だと思います。その職員の管理、把握、その辺を今後のこういった人事院勧告、国の制度にのっとってやるのであれば、それに恥じないような役場職員としての行動をしてほしい。していないと言っているわけではありません。ただ、現実的に震災復興の中でいろんなことが起こっています。派遣の職員の人たちがたくさん来て、一生懸命町でやってくれています。その職員の人たちと、あと地元の職員が力を合わせて一生懸命やっています。そういう中で、果たしてこの労働管理、時間管理、あと外出時の報告書、そういう部分をしっかりとその課の課長が把握しているのかというと、私は本当に難しいと思います。そういう中で、職員個々の公務員としての、公僕としてのモラル、その辺をしっかりと教育する部分が役場の中にはあると思います。とにかく、その辺が私は心配です。

一生懸命頑張っている職員の期末手当、上げて構わないと私は思います。ただ、さっきも言ったように、いろんな問題が町の中で発生している状況で、これを町民が受け入れてくれるのかというと、なかなかそれは難しい。何もなく復興が順調に進んで、いろんな問題も行政の活動の中で順風満帆にいったのなら、町民も納得してこの報酬の値上げをするのに誰も文句は言わないと思います。しかしながら、余りにもいろんな問題があり過ぎる。そういう中で、今回の人事院勧告のこの期末手当、それに付随するボーナス、こういった部分の賃上げに関して、私は疑問を呈しています。その辺、もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご指摘をいただきございますが、私の立場でお話をさせていただきますが、震災から7年たちまして、ここまで復旧・復興を遂げてきたのは間違いない職員です。職員の力があってここまでやってまいりました。私は講演であちこちにお邪魔させていただいたときに、スーパーヒーローと私は言うんですが、スーパーヒーロー、一つは

自衛隊さんと話します。もう一つは職員です。基本的に職員も皆さんと同じように家族を亡くして、そしてうちもなくしました。それでも、不眠不休でずっと頑張ってきたのは職員です。千葉議員の面倒を見たのも職員です。皆さん方が困って、我々がどうやって立ち上がりたいといいったときに、それをずっと手助けしたのは、サポートしたのは職員にほかならない。そういういた観点を多分、千葉議員はそうした職員の仕事の仕方ということを多分見ていないんだと思います。あの被災のときに、災対本部にて職員がどういうふうにして頑張ってきたのかということを私は肌で感じております。

したがいまして、何でもかんでも私は職員を守るというつもりはございませんが、基本的にこの7年間で彼らが頑張ってきた姿というのは、私は大いに評価をしたいと思っております。見解の違いはあるかもしれません、しかしながら、私はそういう思いで職員を見てまいりましたので、今回の議案の提案につきましても、人勧の問題ということだけではなくて、これまで頑張ってきた職員、そしてこれからも頑張れという意味合いもあって、私はこういった提案をさせていただいたということでございますので、それぞれの、繰り返しますが、見解の相違はあるかもしれません、私は職員のこれまでの頑張りについては、大変評価をしているということだけはお話をさせていただきたい。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 先ほどから、議員の面々が質問していますが、そのたびに町長は誰々議員とか、千葉議員とか言っていますけれども、そんなことを言うんでしたらば、佐藤 仁町長は同業者として、私は佐藤町長から助けてもらったことは一度もありません、同業者として。ただ、それとこれとは別だという話だと思うんです、私は。確かに職員の人たちの住宅再建、あと土地の換地もいろいろお世話になりました。それは被災地の町民として受ける義務があって、行政はそれを提供する義務があると思うんです。それはね、私は認めています。職員の人たちに助けてもらったという、町長からあえてそんなふうに言われなくたって、私はわかっています。ただ、町全体とか、職員の今の置かれている状況の中で、やっぱり職員の姿勢ですかね、その辺を私は問うているだけで、それが何もなかつたらいいんですけども、何もないように今後もできれば進めていきたいと、私の要望です。あえて、あなたにとか、私がとか、そんなの関係ありません。ひとつよろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 昇給についてであります、この人事院勧告の内容から、民間事業所と国家公務員の較差是正というようなことで、631円下回っているというようなことであります

が、今国家公務員は民間よりも631円安いということなんでしょうが、当町の職員の平均は幾らぐらいの較差があるのか、その辺、わかればお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 較差というご質問ですが、公務員の給与そのものが民間と比較するという原則をかなえる方法として、人事院が調査をする方法のみで全国の地方公務員給与を統一している状況ですので、お尋ねにそのままお答えすれば、国と南三陸町も同じ較差ということになります。しかし、国と南三陸町の水準の差というのは、ラスパイレスという比較方法がございまして、それでいえば多分92%ぐらいに位置しているかなと、記憶ではございますので、国の水準よりは低いという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、対象事業所の平均から当町の差は国よりは開いているというようなことなんですね。わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 職員の皆さんのが給与について、さまざまな議論が今まであったかなと思うんですけども、1点だけ、以前からちょっと疑問に思っていたことをあえてぶつけてみたいなと思うんですが、人事院勧告によって給与を引き上げるべきではないですかと、引き上げましょうという議案が出てきたときに、参考資料の7ページを見れば、施行期日に関しては、公布の日から施行し、29年の4月1日から適用することなんですね。なので、今回改正すると、29年度ですから、さかのぼって29年度の給料、これぐらいもらうべきだったからプラスで後で支給しますみたいなことになるわけですよね。それ、さかのぼる必要があるのかしらと。来年度からやればいいではないかと単純に思うんですけども、そこ、なぜさかのぼる必要があるのかというところをちょっとご見解伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 民間との較差を是正するという目的が大前提にありますので、人事院勧告は、民間の29年4月1日現在を基準に調査を図っておりますので、その調査結果で較差が明らかになるのが半年ぐらい過ぎたあたりで、国の制度化して勧告という手続を今度とつてこられるんですけども、そういう意味から、較差是正は4月1日基準日で実施されるので、そこに遡及して当てはめて差を埋めるという手続になっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。基準日が29年の4月1日なのでということですね。それで毎年来ているんでしょうから、どこかでずらすと、どこかに消えてしまうんだろうと思います、その1年分が。それは何となくというか、理解できないわけではないなと。

もう一つつけ加えてお伺いすると、その参考資料を見ながらですが、29年度分の12月の勤勉手当を0.1カ月分プラスしますと。来年度、30年度の勤勉手当に関しては、ならず作業が出ますね。だから、ことし12月は0.95カ月分だったものが、来年度の12月は0.9カ月分になると。なぜ、いちいちこうやりとりするんだろうと。12月が0.95カ月分のままでいいのではないかと単純に思うんですけれども、あえてならす必要があるのはなぜなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 29年度、本来はといいますか、順調にいけば、国は12月の期末勤勉手当の支給に間に合わせたかったんだろうと思うんですね。ただ、国会の展開の都合で、決まったものが公布されて、これに従ってくださいと出たのが、南三陸町にとっては12月の定期議会が終わってからだったものですから、ちょっとその国の意図が反映できませんでしたが、国自体としては、もう6月は支給済みだった、29年度は支給済みだったので、12月でまとめて調整しましょう。しかし、今後の部分については、均等にその差を埋めていくべきが正規でしょうという、多分制度的な考え方としてはそのように理解しております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番今野です。

私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、一般職の任期つき研究員の改定とあるんですけれども、これは一般職の研究員だけなのか、それともちょっと初歩的な質問で恥ずかしいんですけれども、そのところを、何か先ほどから聞いていると、一般職の方のことと言っているようなので、そのところをまず確認をお願いしたいと思います。

次なんですけれども、先ほどから国的人事院勧告に関する質問というかやりとりがあったんですけども、私もこの勧告について若干伺いたいと思います。以前ですと、議長がこの件に関しては大分造詣が深くて、何か先ほどから自分もしやべりたいような感じでうかがっているのがうかがえるんですが、そのかわりとはいきませんけれども、そこで伺いたいのは、公務員と同等レベルで調査ということなんですが、実は今月初めの予算委員会で、私もちよつと聞き漏らしたんですけども、この調査の方法も何か3系統あるという、そういう答弁

があつたようです。厚労省とかその他いろいろ、これは国レベルなんですけれども、やはりこちらの町にもおりてきて、そしてこういうふうに影響することなので、もしおわかりでしたら。

そこで、その調査対象も、先ほど前議員も聞きましたが、公務員と同等レベルでの比較となると、それ相応の大きい事業ということでわかるんですけれども、ちなみに町内でもし仮に調査対象となるような規模の事業所はあるのかどうか。その点も伺いたいと思います。

次なんですけれども、先ほどの議論からお聞きしていますと、個人の職員の職務の評価というよりは、私、全体的な行政事務事業の評価、そういう観点から伺いたいと思います。一般職227名、病院関係106名、あと労務関係が17名ということでしたけれども、そこで伺いたいのは、そういった評価からすると、トップの減給問題も出ている中で、町民への影響も同じように出ている中での今回のこの改定なんですけれども、こういった人事院勧告に関しては、12月でやりたいということだったんですが、議会が終わってからの可決だったので今回ということなんですけれども、そこで、こういった人事院勧告の改定は、聞くところによると、本来ならば直近での議会、今回臨時なんですけれども、こういった臨時会での提案ですが、これがせめて3月のこの議会に提案できなかつたのかどうか。

以上、何点か伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 任期つき研究員は一般職かというお尋ねでよろしいんでしょうかね。（「違います、任期職員だけの改定なのかと思っていたら」の声あり） ああ、タイトルですね、タイトルが、はい。この条例の改正の場合、もととなるのが人事院勧告、一つの要因で、影響する町の条例が3つに影響するものですから、これをまとめて一括改定する条例になっていまして、そのときに頭に来る名称というのが、条例番号の若い番号がタイトルに来る関係で、任期つき職員のその条例がタイトルにならざるを得ないと。法令執務上のルールなさうですけれども、そういったことで、任期つき職員がタイトルにはなっておりますが、内容としては町の一般職員に関する給与条例も含まれているということで、前段説明させていただいたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

調査内容3系統、国の調査のそれぞれの調査方法は別なのかもしれません、人事院の調査につきましては、企業規模50人以上の民間事業者で全国1万1,700の事業所があるんだそうですが、その中から無作為に抽出した260ほどの事業者で統計をとられているということで、そのあたりまでの情報は表に出されておりますが、その中身というのは、詳しいところはわか

りません。町内にその対象事業者があるのかという部分につきましても、定義として先ほど
の50人以上の民間事業者として国が整えて把握して、その公務員の制度に合致するような職
業といいますか、仕事の内容のものは、あれば入ると思いますが、そのリストにあるのか
どうかは市町村では知り得ないということでございます。

県内の3月にできなかったのかというご質問ですけれども、県内の実績をちょっと調べてみ
ましたが、ほとんどやっぱり12月での改正が多かったようでございます。それに間に合わなか
った市町村については、やはり直近の議会ということで、臨時会のないところは3月でと
いうような取り扱いをするところもあるように見受けられますが、基本的には国の法律が公
布されれば直近で行うということが基本的な考え方でございましたので、本町もそのように
提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 説明からするといろいろあれなんですかけれども、人事院勧告も先ほど課
長の答弁があったように、そういったレベルのところでしたら町内でも該当するところがあ
るかどうか、もう一度だけ伺いたいと思います。

あと、先ほど答弁があったように、県内では12月議会中のところはやったんでしょうけれど
も、ただ私が先ほど申しましたように、当町の場合はそういったような状況の中から、どう
してもこの臨時会でなければならなかつたという、そういう、何ていうんですか、状況をも
う一度だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申し上げましたように、町内の事業者であるかどうかというのは町
では知り得ないんですが、いわゆる行政と同じような類似の職種となった場合には、単純な
製造会社のような類型は合わないんだろうと思います。ですから、そういう意味で同類のも
のというのは余り該当するものがないかなと認識しております。

それから、給与の支払いの改正内容ですので、おくれればおくれた分だけ職員にとっては、
何ていいますか、得られる対価がおくれて支払われるという部分が出てきますので、やはり
そういった意味では適正な時期に改正を行うべきというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 人事院勧告に関しては、そういったことなんでしょうけれども、今なぜ
今臨時会かと聞いたときに、今回でないとおくれればおくれるほど職員の人にその改定分が
渡るのが遅いと。ただ、そこで、何ていうんですか、思うんですけども、職員の方たちと

いうのは、例えばローンを抱えていて明日にお米を買うお金とか、そういったのに貧窮というか、困っているという職員の方はあんまりいないとは思うんですけども、そこでどうしてもこういった臨時会ですと、住民の方に対して、私たち議員も住民への説明責任というか、アカウンタビリティーが全うできないのではないかと、そういう私、個人、私だけかもしれませんけれども、心苦しい部分があります。そこで、先ほど総務課長の答弁にあったように、どうしても今臨時会でということなんでしょうけれども、そのところを私たち、どう説明すればいいのか、個人で説明するしかないんでしょうけれども。

そこで、もう一点伺いたいのは、次の議案でも聞いていいんでしょうけれども、我々議員の分も何かこう改定ということがセットで上がっているみたいなんですが、そういったやつは個人的なり議会全体なりで取り下げみたいなというか、そういったことはできるのかどうか。私も先ほどの条例の冒頭の部分の解釈でもわかるように、そこがちょっとわからなかつたので、その面に関して最後伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 労働者と雇用する側との関係では労使の関係がございますので、実際、職員同士の中でやっぱり組合活動もありますので、やはりそこはしっかり正道の考え方でさばいていかないといけないのではないかと考えております。議員がおっしゃる部分につきましては、誠心誠意、後の対応を、町としての責任を果たさなくてはいけない部分は、税の問題にしろ、住宅の問題にしろ、誠心誠意町民の方々に対応を続けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、別の案件の部分については、あくまで議案でございますので、議会のご判断ということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論願います。（「なし」の声あり） 討論なしということでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第6 議案第2号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議案第3号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅
費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第3号南三陸町議会議
員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。お
詰りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしま
した。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。
本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいた
め、関係条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第3号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため、
関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第2号及び3号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の17ページをお開き願います。

ごらんのとおり、本条例につきましては2条立てとなっております。第1条では期末手当の支給率を引き上げ、さらに第2条で支給率を上下させる改正を行っております。

続いて、議案第3号の改正部分が19ページにございますので、ごらんいただきます。

軽く見ていただきますと、どちらも同じ内容になっていることが確認できるかと思います。つきましては、これから説明は同時に一括での説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に、具体的な改正内容についてでございますが、議案参考資料を用いてご説明いたします。新旧対照表は議案参考資料の37ページ、38ページにございますが、これも比較しやすい資料として添付いたしましたので、36ページの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

条例の改正概要でございますが、常勤の特別職、それから議会議員の期末手当に係る支給割合を改正するものでございます。改正理由といたしましては、国において一般職の公務員のうち、指定職職員、いわゆる審議官級以上になりますけれども、この職員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給率が年間3.25月から3.3月へ一般職と同様に引き上げされたことに伴いまして、本町におきましても同様に期末手当の支給割合を改正するものでございます。

（1）第1条関係の表をごらんいただきますと、平成29年度分として12月の期末手当を、下線部に記載のとおり1.7月分から1.75月分へ0.05月分引き上げることにより、期末手当の年額を3.25月から3.3月に改正する内容でございます。

（2）第2条関係でございますが、平成30年度以降につきましては、年間の支給割合は平成29年度と同じ3.3月分でありますが、6月期末手当と12月期末手当にアップ分の0.05月分を折半して、6月を1.55月から1.575月へ、12月期末手当を1.75月から1.125月分にさらに改正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、最後のほうの1.725ではないですか。

○総務課長（高橋一清君） 失礼いたしました。読み上げ誤りました。訂正させていただきます。

12月期末手当を1.75月から1.725月分に改正でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 1つ確認したいんですけども、第2条関係が合計3.30月分で、現行も改正後も同じなんんですけども、その6月と12月で割り振りが変わってくると。合計では3.3なんんですけども、これはなぜこの6月がふえて12月が減る、何か理由があるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど、一般職のほうでも同様のご質問がございましたが、いわゆる第1条の関係は平成29年度における改正として、既に6月期末手当はもう支給済みという前提で、給与改正が間に合えば12月一括年額分としてその調整を図る、そういう趣旨のために12月で一気にその分が改正されますが、30年度以降につきましては年2回の支給のタイミングにそれぞれ振り分けて給付するという、制度の何といいますか、給付のタイミングができるだけ均等にするという趣旨からこの2条の手立てがされているものと理解してございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

ほかに。7番及川幸子君

○7番（及川幸子君） 7番です。

ただいまのご説明でわかりはしたんですけども、そこまでして今までこの2条の関係がそれぞれこれできたんですけども、今回これを改正することでプライマリ結果的には動かないんですよね、この額は。（「年額は」の声あり）年額は。ただ、これからは今後これは動かないで、もし人勧、来年もあります。そうした場合、この振り分けというのは変わらないでこのままの改定になっていくのか。今までどこかで合わなかったから今回調整したと思われますけども、それが1点と。

この金額、月分はわかります。でも、これを金額に直した場合どのぐらいになるのか、わかっているんであれば、金額をご提示願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、ちょっと金額の資料……（「ざっとでいいです」の声あり）あったんですがちょっと置いてきてしまって、後ほど。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後1時21分 休憩

午後1時23分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、率の改正ですが、毎年人事院勧告は前年度の制度をベースに、また翌年の状況で常に毎年見直すという制度なものですから、来年以降もこのままいくかどうかというのはちょっとわかりません。ですから、あくまで平成29年度から30年度にかけてのベースとしては、この6月、12月にこの率をもって分けるということになっております。

それから、資料なんですが、お尋ねの部分は、この議会の部分とあと常勤特別職の部分で、影響額が幾らかということでよろしいですかね。（「はい」の声あり）ざっくりなんですけれども、現在この率で計算しますと、済みません、ちょっとまとめて丸めて計算した資料になってしまっているので細かくはありませんが、ざっくり50万円程度の予算で改正を見込もうとしているような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君

○7番（及川幸子君） この2条関係なんですけれども、ただいま、もちろん人事院勧告だから来年上がるかどうかわからないというのは未知のものですね。であれば、なおさらここを、施行期日のところを6月期と12月、現行そのままで上がった時点でまたそれにプラスマイナスしても構わないかなと思うんですけれども、6月と12月、プラスマイゼロであれば、どうしてこういうふうにしなければならなかつたのかということを再度お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご案内のとおり、人事院勧告のタイミングが12月でございますので、30年度の改正があるのは、またことしの年末あたりのタイミングになりますので、その間に支給される6月の期末手当、それから12月の期末手当がそれぞれ今この段階で決めておかなければならぬということです。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 第2条関係のお話が先ほどから続いていますけれども、私は1号議案で聞いたつもりだったんですけども、確認というか、1号議案でお伺いしたのは、勤勉手当でございましたね。勤勉手当が6月と12月で差があるとすると、例えば何かの事情で退職したりとか、その勤務態度、勤務評価が6月期の基準と12月の基準で変わることがあった場合、差異が生じますから、勤勉手当が6月と12月で一緒だというのは、一緒にしなけ

ればいけないというのは非常にわかりやすいと思うんですけれども、期末手当に関しては、もともとその6月から12月にかけては0.15カ月分ですかね、もともと開きがありますよね。その開きを維持したいということだと思うんです、率を直すというのは。0.05上がったからそのままにするんではなくて、そのままにし続けていると、来年以降もし上がり続けていった場合に、12月の期末手当だけどんどん上がっていきますからね、6月と変わらないように。それはまあだからどこかのタイミングで直すという必要はあるんだろうと思いますけれども、その説明がいまいち質疑とかみ合っていないなと思いますので、勤勉手当と違って期末手当なのに均等にならさなければいけない理由は何ですかということを改めてお伺いします。

それとまた別に、私が聞いたかったことはちょっと別にありますて、一般職の給与が官民の較差がある、それを是正するために行われる人事院勧告に従って国家公務員の給料が変わることから、一般職の給料も変わるというのは、まあなるほどなと思います。ただ、特別職の給与というものは、一体何を根拠にというか、人事院の皆さんはどの数字を当て込んで、町長とか市長とかいうのは、その町長とか市長しかいないわけですから、それに当てはまる民間の職業というのは一体何だろうと単純に思うわけです。社長さんなのか、取締役なのかわかりませんけれども、その基準がわかっていることがあれば、どういう基準で特別職の給与というのも変わるんですというのをもうちょっとご丁寧にご説明いただきたいということがまず一点と。

議員の場合は報酬なんですね。特別職は給料、もしくは給与という言い方をすると思うんですけども、報酬なので、人事院が何を言おうが関係ないんではないかなと基本的には思うんです。なので、それはまあ議会で判断することですから、私がそう思うんですと言ったところでそれは質疑になっていないので、それは私の雑感としてなんですけれども、議員報酬、もう一括上程で、2号、3号一緒にして期末手当も民間と合わせましょうという根拠が、人事院はどのように通達してきているのか、情報としてちょっとお伺いしたいなというのが2点目。

それから、1号議案と関係するんですけども、0.1カ月分でした、1号議案は。2号議案は0.05カ月分です。これはなぜ半分なのか、その割合に開きがあるのか、なぜなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 突っ込んだところですので、ちょっともし理解が違いましたらまた

ご質問いただきたいと思いますが、ご指摘いただいたて、確かに性格の違う、期末手当はどちらかというと生活給に近い要素があるのと、それから勤勉の部分は、その期間において評価されたものを率として支給するのであれば、6月の勤務の評価と12月の勤務の評価は変わることもあるという中で、平成29年度は一括一本で出すことによって、その上期の6月分の評価というものと結びつかなくなるのではないかという意味のご質問だと思うんですが、そうだと思いますね。そのところは、実は国からは示されておりません。本来であればそれに率を高めて、上期の分は上期の分で評価するというのが理論上は私も理解はするところですけれども、制度のつくりとして、人事院の配慮が平成29年度の6月分に当てはめなかった部分については、やはり私、前段で申し上げた、制度改正のタイミングとして、終わってしまった部分という扱いなのかなとしかちょっとお答えようがないんですけども、申しわけありませんが、国の制度の中で読み取れるものはございません。

それから、民間との比較の方法ということですが、これも示されている考え方といたしましては、国家公務員の中でも指定職と言われる審議官級、あるいは事務次官とか、こういった方々のクラスというのは、民間のどの部分に当てはまるのかというの明確ではないんですが、やはり会社の中でもかなり特別職に類するあたりを調査されているんじゃないかなとは思います。国のいわゆるよほどの特別職に近い上級、高級官僚の部分の給与というのもやはり人事院勧告の中では示されておりまして、そのクラスのいわゆる期末手当部分について今回改正がなされたということを、市町村としてはそれを当てはめて、一般的にどこの自治体もそれをもって改正をしているというのが通例でございまして、本年もそのようにさせていただきたいということでご提案でございます。

それから、一般職との率の違いというご質問と捉えていいんでしょうかね、3点目なんですね。もしそうだとすれば、それぞれ職責、あるいは仕事の性質に合わせた調査の中で、それぞれに必要な改正率として国が出ておりますので、その一般職と指定職職員との違いが制度改正の率の違いになってきているんではないかというふうに理解してございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 国の国家公務員の基準に準拠して地方公務員の給料、手当を変えていくというお話ですから、私に聞かないで國の人聞いてくださいというお話なのかなとも思うんですけども、ただこの南三陸町の議会で、南三陸町の職員の皆さんのが給与をどうするかというお話をしていく上では、その根拠といいますか、お金が絡んできますと、やっぱり0.05であっても0.1であっても、0.05ですから、20分の1ですか、月で60万円給料をもらっ

ていれば3万円ですよね。それぐらいのお金がお一人お一人で動いていくということになれば、全体としては総額幾らだというお話になっていくわけですから、ある程度正確に捉えておく必要があるのかなと思います。

国がこう言っていますから、町でもこうやるんですだけではなくて、何でなんでしょうねという話は、ある種疑問を持ちながらといいますか、しっかり皆さんの中で答えを持ち合わせた上でぜひ仕事に取り組んでいただきたいなど、今のやりとりを聞いて率直に思いました。ですので、ちょっと私も私で調べてみたいと思いますし、国のところから来ておられる方も町内におられますから、時間を見つけてちょっとお話をさせていただければななんていうふうに思います。

その勤勉手当と期末手当のお話に関しては、要は勤勉手当が上期と下期でばらばらだと、要は勤勉手当が高くてほんだけ一生懸命仕事をして、あんまりつかないほうは仕事をしなくてもいいのではないかと、わかりやすく言えばですよ、そういうことがあり得るのかなと。期末手当に関してはそうではないではないですかと、そこの違いというのはどこにあるんですかということでしたが、正確にはやっぱり国の方で制度設計をしているので、そこに自分なりにもまた調べてみたいと思います。

3点目といいますか、一つ、報酬と給与、給料というのは違いますよねということをお話しさせていただきました。その人事院勧告には、わかりやすく質問すれば、人事院勧告には議員の報酬も準拠して上下させなさいというようなルールがあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員の報酬についての、それと人事院勧告のいわゆる整合性といいますか、そういったところについては、決め事として条文化されているような、決め事としてはないのかなと。少なくとも承知している中では、やり方として検討しているのはいわゆる他の自治体の取り扱いであるとか、あるいは町としてこれまで行ってきた方法などを参考にして今回提案させていただいておりますが、やはり一定程度国の方で専門の機関として人事院が、国でないとできない規模の調査に基づいてつくって来る数字ですので、これを独自の市町村の事務ではとてもはかれる数字ではないものですから、それを物差しとせざるを得ないという中での率でございますので、今回、議員にそれを適用するという部分に関しては、やはりこれまでの町の考え方、それからやり方、それから他の市町村の類するやり方というところを参考にさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第2号の討論に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災から庁舎が立派になって、新たに気持ちで職員は町の復興・発展に尽力しています。そういった中で、町民税務課の税の問題、これが起きました。そして、今度は中央区の土地の一般公募に関して、企画課長、そして復興推進課長が町民にその件についてお答えしました。その中でも町長はこういったことだったということで、町民に伝えました。こういったもろもろのことを考えていましたときに、特別職のこういった報酬を上げるということは果たしていかがなものかと。自分の身を正すためにも、今回はこの議案に関しては見送るべきと私は思って、反対の意見といたします。

○議長（三浦清人君） 4番議員、第2号議案の反対討論ですね。

次に、賛成の討論願います。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論に入ります。7番及川幸子君。反対討論を許します。

○7番（及川幸子君） 反対討論です。

この議員の期末手当の改正ですけれども、私は前回もそうでした。今、結論から申し上げますと、時期尚早でないかと思われるんです。というのは、来週に控えています住民と議会との懇談会があります。我々はここに来ているのは、やはり町民の負託を受けてここに来ておりますけれども、やはりそういった町民の声というものにも寄り添わなければいけないという、そういう観点からしてもこの案には反対とさせていただきますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を……。（「反対」の声あり）反対ありますか、反対討論。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今、賛成討論の方をというお話をしたので挙手しましたが、反対討論でも構いませんか。

○議長（三浦清人君） どうぞ。

○5番（後藤伸太郎君） 先ほど質疑で申し上げましたけれども、私が明確に思っていることは、

給料と報酬は違うんですということです。常勤の特別職の皆さん、先ほどつい今採決が行われたばかりですけれども、日ごろから役場にお勤めいただいて日常的に業務をこなしておられる部分があります。そこに払われるのが給料、給与であると。それが一定程度の手当がつく、期末手当がつく、勤勉手当がつくということだと思います。

ですけれども、報酬というものは、働いた対価に対して支払われるべきものであろうと私は解するものではあります。議員報酬そのものについての改定の議案ではありません。期末手当をどうするか、割合をどうするかというお話ですけれども、一般職の皆さんのが人事院勧告に従うのは、労働組織、労働組合がないから、そういった人事的な活動をすることができないからなわけです。議員に関しては、する必要がないんです。それはなぜかというと、議決権を持っているからです。自分たちのことは自分たちで決められるから、組合活動をする必要がないわけですね。ということを考えれば、議員発議によって、手当であっても、期末手当であっても、議員の報酬であっても、もっと言えば定数にあってもですが、自分たちで判断して自分たちで議決するという議会が町民にとって求められている議会なのではないかと私は常々考えておりますので、特別職の給料に関しては人事院勧告に従うことを賛成いたしますが、それにならって議員の報酬の手当の割合も決定されるというこの流れは私は反対でございますので、議員の皆様のご理解をいただければと思います。

以上で、反対討論といたします。

○議長（三浦清人君） 賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、反対討論の方。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 賛成の討論がない中で反対を続けるのもちょっと大変なんすけれども、私も反対の立場から。

前議案で、町長、震災からの働きということでスーパー公務員としての認識を持っているという、そういう答弁がありました。震災から7年目を迎えるとしている現在、ほころびも出ている中、議員としてチェック機能が果たせなかつたことに対し、町民の皆さんに説明責任が同じく果たせないというそういう思いから、もう一点は、先ほど前議員も述べられたように、我々は給料ではなく報酬として受け取っている関係上、仕事ができなかつたという点で当然だという思いから、辞退させていただきたいという思いから、本案に対して反対させていただきます。

○議長（三浦清人君） なければ、これをもって討論を終結いたします。（「はい」の声あり）

賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対」の声あり） 反対ですか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった報酬を上げるということは、今回の選挙で見られたように、議員のなり手がないと、そういった意味からは報酬は遵守すべきと私も思います。しかしながら、南三陸町において多くの問題が今発生している中で、議員の報酬を上げてもいいのかと自分に問い合わせたときに、まず、おのれから身を律する、正すためにも今回は見送って、今後に向けてはやっぱりそういった給料を上げていくということも、報酬関係なんかも、人事院勧告に従うことは必要だと思うんですけども、とりあえず今回に関しては、まだ町の混乱が続いている中で、今回の3号議案の議員報酬の値上げには反対の立場から意見を申しました。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（三浦清人君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第4号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の39ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成28年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事であります。工事名がお示しするとおり、平成28年度の予算を29年度に繰り越したもので工事を施工するものでございます。

工事場所、志津川字蒲の沢地内ほかでございます。

工事概要ですけれども、改良の施工延長が349.2メートル、幅員が5メートルとなってございます。

入札の執行日は、平成30年1月29日。

入札方法ですけれども、指名競争入札となっております。

これにつきましては、8月から4回制限つき一般競争入札の公告を行いました。残念ながら、4回とも参加する業者はありませんでした。このため、今回指名競争入札としたものでございます。

6、入札参加者から、12、前払金までにつきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

工事期間でございますが、本契約締結日の翌日から平成30年3月30日としてございます。これにつきましては、後日繰り越しの手続をする予定となってございます。

40ページに仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

41ページが位置図、平面図となってございます。図面の見方でございますが、左側が国道45号線、それから右側が荒砥地区となってございます。国道45号と荒砥地区を直接結ぶ道路でございます。今回の道路の途中には、荒砥地区の防集団地が位置してございます。これまで防集団地に通うには、幅員2メートルから3メートルの町道を通過せざるを得ないという状況でございます。このため、緊急車両の通行が困難となっておりますので、まずもってこの部分を改良するものでございます。図面では旗上げしておりますが、右側の349.2メートルと太く着色している箇所になります。

42ページが標準断面でございます。記載のとおり全幅5メートル、それから場所によっては側溝、ガードレールが設置する、そういう断面で施工する予定となっております。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中剛君） 議案第5号の細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料43ページをごらんください。

工事名、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津田浦漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長493メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として臨港道路や船揚げ場など、また漁業集落防災機能強化事業として2本の避難路を整備するものです。

入札は、平成29年12月19日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の3者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

44ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

45ページは、工事箇所の位置図です。青に着色した区域のうち、図中右側が漁港施設復旧工の田茂川護岸、黄色は漁業集落整備工の2本の避難路です。

46ページをごらんください。

田浦漁港中心部の工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。あわせて3基の陸閘と2基の水門を整備いたします。陸閘は、海面の上昇に伴う浮力と水圧により扉が浮上するフラップゲート式陸閘を整備する計画で、別途設計業務を行っております。緑は2本の臨港道路、青に着色した3つの区域は、図中左側から北船揚げ場、用地かさ上げ場所、南船揚げ場です。

47ページをごらんください。

防潮堤の標準断面図です。図中、上①-①'断面は、鉄筋コンクリート構造の逆T型擁壁による直立型防潮堤です。46ページの平面図で赤に着色した防潮堤のうち、図面中央の陸閘Bを含む左半分と残り右半分のうち陸閘Cを含む右側半分ほどを、赤の帯の幅がわずかに狭い区間を特殊型で整備いたします。

もう一度47ページをごらんください。

図中、下側の②-②'断面は、重力式コンクリート擁壁による直立型防潮堤です。

46ページにお戻りいただき、先ほどご説明申し上げました特殊型以外の赤の帯の幅が少し広い区間を直立型で整備いたします。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

1点だけお伺いいたします。この参考資料のページで46ページなんですかけれども、水門Aの県道にすりつけならないようなんですかけれども、この辺はもう少し詳細にご説明願いたいんですけれども、県道のすり合わせはどのようになるのかをお伺いいたします。ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 水門と道路の関係についてお尋ねということでおよろしいですか。（「はい」の声あり）既設のものがございますので、今回の工事では県道との整合というのとれております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） この県道の水門の上の、赤いこの水門の近くに川がたしかここ川が通つていて、この川の高さとか、水が入ってきた場合ですね、そういうふうな川サイドの擁壁などは大丈夫なのかということをもう一度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 既存のもので十分耐えられる構造になつておりますので、大丈夫です。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） まず、確認ですけれども、用地に関しては全部お決まりでしょうか。

あとそれと、ただいまの説明では、A断面ですね、①-①'断面、逆T型の防潮堤になると。それにつきまして、地元の皆さんには承認を得ているのかな、その辺も伺ってみたいと思います。といいますのは、これ、防潮堤の高さ、7メートル20ほどになるような構造に見受けられるんですけども、道路からですね。そして、一番頂上が50センチメートル、これぐらいの幅なんですけれども、そういうやつも地元の方たちに構造的な面を示してあるのか、その辺のやつをとりあえず伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 用地につきましては、現在、田浦漁港の用地につきましては、今月中旬に丈量図を作成いたしまして、各地権者の皆様と交渉を進めていく予定で現在進めています。

それから、この計画について地元の了解が得られているかどうかということですが、かつておおむねの計画についてはご説明申し上げ、その時点では特に反対の意見はなかったと伺っておりますが、今回工事請負者が決まりましたので、改めて施工業者とともに地元に説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） 用地については、今月中旬あたりに地元の方と協議すると、業者も決まったからというんですけれども、そうなると、今回、どんどんこういう漁港、防潮堤が発注されるかと思います。そういう中で用地問題が出てくると、また待ったなしの工事になるかと思います。32年で終わりですね。32年までには完了させなければならない。そういう状況下で用地でまだ拘束されると、あとが打ち切りとかそういう可能性がございますので、ひとつ図上だけでなく、私常に思うんですけれども、ミニ構造物みたいなのをつくって、こういうものだというのを地元の方に示したほうがより理解が得られるのではないかなど、そ

いう面も一つ思います。

それと、先ほどお話ししたように、高さ7メートル20ほどですね。2階半ちょっとの高さがあるんですけれども、海で何が起きているか、その状況がつかめない面もございます。それも一つと。あともう一つは、上が50センチメートルで、こういう構造物になるので、構造 자체は鉄筋なのか、コンクリート一体でやるのか、その辺のやつも構造的な面、伺っておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 地元の皆様への説明については、できるだけ視覚でご理解いただけやすいような工夫をしてまいりたいと考えております。それが模型になるのか、あるいはいわゆるパースといいますか、そういった形になるか、考えてまいりたいと思っております。

それから、海の状況がこういった鉄筋コンクリート構造物の壁で遮られてわからないというご指摘ですが、これにつきましても今後、例えばアクリル製の窓をつけるようなことができないか検討してまいりたいと考えております。

最後に、このコンクリート擁壁につきましては、鉄筋コンクリート構造物でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） できるだけ早く地元の方たちにご了解を得て、本当に安全な防潮堤を早急につくってもらいたいなと思います。ただ、その中で、今鉄筋構造物の防潮堤だとお話ししておりますが、沿岸ですし、鉄筋はさびます。ですので、普通の鉄筋なのか、その辺少し考えていただきたいと。経験上、いろいろ震災後見ていましたが、よく鉄筋を使っておりますが、30年ぐらいになると、やっぱり沿岸部の鉄筋、相当さびて腐っております。構造的には鉄筋とコンクリートで防潮堤なんかはもたせるんですけども、やっぱり30年以降になると腐食でもうもたない傾向がございますので、せっかくやるんですけど、樹脂鉄筋とかそういうやつ、お金かかりますけれどもね、そういうのも今後何十年を耐用に考えるかわかりませんけれども、そういうのも一つ考えられるのではないかなど。ただ、そうなると予算の都合でいろいろな重変といいますか、またそういうことになりますので、さらに時間を拘束されると、最後の工期に間に合わなくなりますので、そういう面は即対応していただけることをお願いして、現場との進捗を速めていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 鉄筋コンクリート構造物の鉄筋のさびにつきましては、議員もご承知のとおり、大阪万博前後、日本の高度経済成長時代に大量のコンクリート構造物がつくられた時代がございました。そのときは、コンクリート用のいわゆる砂が、本来川砂が使われておったんですけれども、材料不足から海砂が使用されたという時期がございまして、そういうところでコンクリートの中の鉄筋が腐食、膨張し、コンクリートが剥離するといったような事案が多数見受けられておりました。最近はそういったところがほとんど改善されておりますので、コンクリートに十分覆われた鉄筋については、基本的には腐食するものではないと考えております。また、海岸部でのコンクリートにつきましては、塩害等に強い、いわゆる高炉セメントを基本として用いることになっております。ただ、議員がご指摘のように、できるだけこの構造物が長期間にわたって住民の皆様方の安全と安心を確保できるようなものとなるように、施工に当たっては十分注意してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この案件、こうして見ますと、あとがないというような事情から一括での計画になっているようですが、実際のところ、実際の工事期間というのはどのくらいを見ているんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 実際の工期というのは、必ずしも、いわゆる請負金額だけではかかるものでもないかとは思います。ただ、防潮堤につきましては、一般の道路工事と違って、頻繁にまた不規則に断面が変わるものではございません。したがいまして、工事としては、用地の取得が済んでいるということが前提になりますが、できるだけ3年以内でおさめるようにはしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、前者も言いましたが、あとが詰まっているわけであります。これが解決して、これから実際の用地交渉に入るわけですけれども、用地交渉が順調に進めばいいと。進まないとどうなるかわからないというようなことも考えられるわけです。その中で、工事をしていく上で、防潮堤だけではありませんのでね。どこからどのように始まっていくのか、これは業者でなければわからないと思いますが、並行してこの事業が進むようになりますと、湾内が相当混雑するのかなと。その中で、繁忙期、漁業の繁忙期もありますので、そういうようなところをよく加味して、余り漁業者に影響がこうむらないような方法で進めて

やるべきかなと、そう考えているんですが、その辺あたり、業者とのやりとり、これからなんでしょうが、その辺も含めて考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） やはり、漁港は、漁港をお使いになる皆様が使いやすいように整備を進めていくということが基本でございます。したがいまして、工事に当たりましては、十分そういった漁期でありますとか、いわゆる養殖の繁忙期、こういったものについては十分配慮して進めていくことは基本中の基本と考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開 2時25分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第6号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料の48ページをごらんください。

工事名、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津寄木漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長149メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として寄木道路など、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成29年12月19日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の3者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から、平成31年12月20日までです。

49ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

ページ飛びまして、51ページをごらんください。

51ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤、青は既存防潮堤などの復旧箇所、緑は道路、黄色は水産関係用地です。

50ページにお戻りください。

50ページは、黄色で着色しております避難路延長120メートルの整備箇所となります。

52、53ページは、防潮堤の標準断面図です。

52ページの①-①'断面と53ページの③-③'断面は、台形状の土壘を築き、表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型、53ページの②-②'断面は、鉄筋コンクリート構造の逆T型擁壁による特殊型防潮堤です。

51ページの平面図をごらんください。

ここで、赤に着色した区域のうち、図面左のA地区及び図面右のB地区のうち、右半分ほどを傾斜型で、残り左半分ほどを特殊型で整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりました。寄木の集会所があつたあの路線と思いますけれども、ただいまの傾斜型と特殊型とあります。B地区の赤く塗った部分なんですか

れども、その傾斜配分、どのように違うのか、まずもってそれをお伺いいたします。

それから、この水産用地整備、黄色の部分なんですかけれども、これは新たに水産用地整備、多分ここ、場所としては集会所のあったところかなと推察されますけれども、それは今度水産用地整備にすると思うんですけれども、この辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） B地区における傾斜提と特殊提の区分ですか、これは51ページの平面図の中で、このB地区、赤で引き出し線がございます。図面の下のほうに、防潮堤L=82.5メートルと記載がございますが、その上、2つに割っております。傾斜提がそのうち28.5メートル、特殊提が54メートルという区分になってまいります。

それから、水産関係用地、黄色で着色した区域ですが、これは今回新たに水産関係用地として整備するものです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、このB地区の傾斜型はこの山岸にぎっしりなるような見方になります。そして、このグリーンの道路、今度行う水産用地整備、これとこの盛り土はどのように。例えば、水害があった場合なんかはここ、擁壁がないようにこの図面では見受けられますけれども、その辺大丈夫なのか。水産用地整備、川との関連です。防潮堤の計画が見えにくいんですけれども、道路に沿ってこれはどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 傾斜提と山との関係ですが、山の斜面に向かって、いわゆる台形状の土壘をくっつけていくということで、いわゆる山づけという形で整備するものです。

それから、川と道路との関係ですが、川の整備につきましてはまた別途行っていくことになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で、山づけになると、水が入ってこないから丈夫になるわけですけれども、この黄色の水産用地整備、ここの部分がないということは、今後これもやっていくという解釈でよろしいでしょうか、そこの整備。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 水産用地整備、黄色で着色している区域につきましては、今回の発注する工事の中で水産用地として整備するものです。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第7号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料54ページをごらんください。

工事名、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川細浦漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長522メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として西田物揚げ場など、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成29年12月19日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の5者です。

入札の状況等については、8から14に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年12月18日までです。

55ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

56ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。あわせて2基の陸閘と1基の水門を整備します。緑は道路、青は図中左が西田物揚げ場、図中右が漁港用地382平方メートルです。黄色は3カ所の水産関係用地、合計5,100平方メートルと集落道です。

57、58ページは、防潮堤の標準断面図です。

57ページ、①-①'断面は既存のコンクリート護岸の海側にもたれ式擁壁を施工するものです。②-②'断面は重力式コンクリート擁壁による直立型、58ページは重力式コンクリート擁壁とその内陸側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤で、③-③'断面はコンクリート擁壁の基礎地盤に深層混合処理工法による地盤改良を施すものです。

56ページの平面図で、赤に着色した区域のうち、左側の上半分縦に記しております区間のうち、上半分がもたれ式擁壁、下半分が重力式コンクリート擁壁のみの直立型、図中の中央及び右側の縦のラインがコンクリート擁壁の内陸部を土砂で盛り立てる直立型で整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

1つだけお伺いしたいと思います。細浦漁港なんですが、とりあえず広い区域、湾内だと思います。そういった中で、震災前に清水細浦線という道路が、この図面で見ると右側に山側に清水細浦線ですか、そういった道路があったはずなんですが、震災前までは清水浜地区の部分の道路ができて、その後、震災によって細浦部分の道路ができていないと。この辺の今後の進め方、どんな形になっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その整備計画があったというのは初めてここで聞いておりますので、特に今整備計画は持ち合わせてございません。震災前、私も何度も通行したことはございますが、細浦側、かなり急勾配であるということをございまして、なかなか整備が難しいんだろうと考えてございます。いずれにしろ、細浦側の地盤の高さ、それから越すべき山の高さがそれぞれ決まってございますので、いずれ整備するとなると、かなり時間と財源が必要で

はないかなと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これまでの工事の場所によって、避難道というような形の位置づけが何カ所かあるんですが、とりあえずこの向かって右側の防潮堤があるんですけども、この辺は釣り客が多いとか、あと、ここは船揚げ場もあるので、ここから災害時の避難道路としてはなかなか距離があり過ぎると。逆に裏山のほうに逃げればすぐ避難道路としての価値が出てくると。課長が今こういった事業わからないと言っていたんですけども、地元の人に聞いたらば、とりあえずこういったのがあったんだけれども、とりあえず大震災によってそれがストップになっているんだということを聞きました。ぜひこの案件に関して、町のほうで取り組んでもらって、観光立町を描くならば、多くの観光客、そして釣り客のためにも、この整備、できれば町のほうでも積極的に進めてほしいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

2点ほどお伺いいたします。

1点目は、この水門は、今までではフラップゲートを利用してきたんですけども、ここはフラップゲートでないんですけども、これは地元の人たちの要望を酌み取ってこれにしたのか、それが1点と。

それから、28億円という物すごいこの金額、工事も大きいからですけども、JVになっております。そうしたとき、構成員としては町外の業者が入っておりますけれども、この町外の業者、もちろん町内の業者も入っておりますけれども、2社でいろんな部材、そういうものも調達すると思われますけれども、できれば町内からそういうのを多く取り込めば、町内の業者さんもいろいろメリットがあるんでなかろうかなと思いますけれども、その辺の指導方ですね、どのようになっているか、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、陸閘、ここでは2基整備する計画でございますが、2基とも他の漁港と同じフラップゲートを計画しております。（「水門」の声あり）水門ですか。水門は、いわゆるスライドといいますか、上下にスライドさせる形のゲートでございます。引き上げ式といいますか、巻き上げ式というか。

それから、地元産の資材の調達を指導するようにというご提案でございますが、できる限り

そういうものについては近場から調達できるものについては調達するほうが、請負者にとってもメリットがあるかと思います。ただ、これから17の漁港で一斉に工事が始まってまいります。となりますと、かなりそういった資材、あるいは作業員の確保等につきましても競合してまいります。そのあたりは工程管理等もこちらのほうでしっかりと計画を立てて、計画的にそういった資材の調達等ができるように指導してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 28億円という多額のお金がかかっていますので、その辺は抜かりなく指導方、よろしくお願ひいたします。

それから、その水門の作動なんですけれども、そこはよく地元民とコンタクトをとりながら、使い勝手が悪いと言われないように、その辺を連携を密にした指導方もよろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第8号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料59ページをごらんください。

工事名、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事。

工事場所は、南三陸町戸倉字長須賀地内です。

工事概要は、防潮堤延長221メートルを整備するものです。

入札は、平成29年12月19日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の5者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

60ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

61ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。

62ページは、防潮堤の標準断面図です。深層混合処理工法による地盤改良を施した後、台形状の土壘を築き、表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型防潮堤を整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番です。

6号あたりから11号あたりまでの関連なんですかけれども、1点伺いたいと思います。

入札業者に関してなんですかけれども、落札初め、隣の自治体の業者と組んだところが入札参加及び落札していますが、その件に関して若干伺いたいと思います。今回、このような形で決まったというか、入札が可能になったような状況はどういったこと、例えば入札指名委員会等で決まったんでしょうけれども、そのいきさつをお伺いしたいと思います。例えば、町内の業者だけでは、先ほど前議員も申したように、何億、何十億という事業なので、それなかったということなんでしょうけれども、以前ですと、ほとんどこの隣の自治体等の建設業者等と組むことがなかったんですが、今回、これから議案、ほとんどそういった方たちの落札になっています。それで、どういった状況だったのか、簡単に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 本来、南三陸町の建設工事につきまして

は、金額がおおむね1億5,000万円を超える工事については町内、いわゆるSランクの業者でもって施工するといったことが一般的だったかと思います。ご承知のとおり、今回防潮堤工事、17漁港で18工区に分けて発注してまいりますが、その全てがそれに該当するということになってまいります。したがいまして、町内のいわゆるSランクの業者ということになりますと、2社しかございませんので、今回はいわゆる本社・本店を南三陸町内、それから隣の気仙沼市、登米市に構える業者、Sランクの業者も対象に工事を受注していただきたいということで、建設課からその案を契約審査会のほうにお諮りして、入札参加の要件を決定したところです。

また、いわゆる1社単独で施工することが難しい場合は、共同企業体という形で入札に参加していただることになりますが、その際は2社での共同企業体を構えるということ、また、そのうちの1社は南三陸町内に本社・本店を構える業者であるという、そういう要件を付したところでございます。

○議長（三浦清人君）ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）そこで、入札審査会で、今回気仙沼市と登米市に広げたということなんですが、この結果を見ると、気仙沼市からはほとんど参入しなかった、そういう現実があります。そこで伺いたいのは、今回このなぜというのもかもしれないんですけども、登米市、気仙沼市、もしくはお隣の石巻まで広げることができたのではないかと思うんですけども、そなならなかった理由というんですか、状況というのはどのような形でこういったふうに決まったのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君）まず、気仙沼市の業者の方々が今回入札に参加されていないということについては、確たる理由はわかりませんが、恐らく推測ですが、気仙沼市内においても防潮堤工事、たくさん今進んでおりますので、恐らく気仙沼市の業者の方々はそちらのほうに伺っておられるのではないかと。内陸の業者ということで、登米市からちょうど手すきの状態であったということではないかと考えております。それと、石巻市の業者の方々にも入札参加の要件を与えてはどうだったかということですが、本来、南三陸町、私も詳しいことは存じ上げませんが、本吉郡ということで考えましたところ、やはり北へ向かって入札に参加いただく業者の方々をまずは設定するのがよいのではないかということで、気仙沼市、登米市と南三陸町というふうにまずは設定したところです。今のところ幸いに入札順調に進んでおりますが、もし不調に終わった場合は、当然次回は参加要件

を宮城県内の業者の方々に広げて、入札に付してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかったんですけども、そこで1点伺いたいのは、今、参事の答弁ですと、本吉郡ということで、実は本吉郡、ここだけなんですよね、現在。そして、なつかつ、こういったことを言うのもなんんですけども、大きな選挙区のカテゴリーも、そこを考えるとそういう土木工事というのは、政権与党ならずとも絡みがあると思います。そこは何もマージンもらっているわけでも何でもないんですけども、そういった状況からして、やはり今後の選挙区の再編をにらんでいるようですけれども、そこ、現時点での状況を確認しながら、今後進めていく必要があるのではないかと思うんですが、そこで、参事ならずとも、入札審査会でこの枠を広げたところのいきさつ等も、もう少し詳しく、この審査会の代表なりなんなりの方に伺えればと思います。

あともう一点は、先ほどの前者の質問でもあったように、必ず地元の業者さんと組んで、組まないとだめですよと、そういう決まりだったみたいなので、今回全部なったようですが、そこで伺いたいのは、作業員の競合、取り合いということも答弁ありましたけれども、実際、今後、今回地元でこういった参加できなかったほかの自治体というか、業者さん等の仕事というか、当然こういった工期が終わるまでは大丈夫なんでしょうけれども、それまでの間どういう状況なのか、仕事は十分回るのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 入札参加の審査委員長としてお答えしたいと思いますが、先ほど参事から話がありましたように、担当課からは、先ほど言いましたように登米市とそれから南三陸町というような、そういう提案がありまして、今回それを決定したと。気仙沼市ですね、それも含めて。最終的には、実際やってみたら気仙沼市からは参加者がいなかつたと。やはり、同じように防潮堤で多分気仙沼市は手が回らないんだというのは、石巻も同様な状況になっていたというようなことは容易に想像できると思います。ですから、今回は南三陸町内、それから登米市、気仙沼市というような、その担当課の判断は妥当であったというような判断をさせていただいて、今回はゴーサインを出したというようなことでございますので、これが例えば不調になるというような状況が続けば、先ほど言ったように県内、あるいはもつと広げなければならぬと。受注機会をやっぱりいろんな意味で探らなければならぬというようなことになると思いますが、今のところこういうふうに落札をして今議案として提出させていただいておりますので、この形はそのまま継続したいと、そういうふうに思ってお

ります。

○議長（三浦清人君） ほかに。技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 作業員の確保、競合するということを申し上げました。これについては、請け負った業者の皆様の努力にかかっているとしか申し上げようがないと思います。

また、今回、防潮堤工事の入札に参加していただけない、いわゆる町内のBランク、あるいはCランクの業者の方々については、また別途少額の工事もまだたくさん残っております。ただ、海の関係の工事については、今回漁港ごとに一括発注した関係もございますので、ほとんどの状態ですが、一部漁業集落整備機能強化事業のいわゆる避難路ですとか、あるいは水産関係用地といった工事も幾つか残っております。また、今回発注しております防潮堤関連の工事については、一次下請けで地元の業者の方々、入っていただく機会もあろうかと考えております。

○議長（三浦清人君） ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第9号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料63ページをごらんください。

工事名、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉滝浜漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長211メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として西船揚げ場など、漁業集落防災機能強化事業として集落道を整備するものです。

入札は、平成29年12月19日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の3者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

64ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

65ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。緑は町道及び臨港道路、青は図中央が西船揚げ場、図右が防砂堤です。黄色は集落道です。

66ページは、防潮堤の標準断面図です。①-①' 断面は鉄筋コンクリート直立壁、②-②' 断面は鉄筋コンクリートL型擁壁による特殊型、③-③' 断面は重力式コンクリート擁壁の内陸側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤です。

65ページの平面図で、赤に着色した防潮堤延長211メートルのうち、左側の4分の1ほどを①-①' 断面の特殊型、図面中央、西船揚げ場の左右両側のうち、赤の帯の幅がわずかに広い区域を③-③' 断面の直立型、残り赤の帯の幅が狭い区域を②-②' 断面の特殊型で整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 倉橋です。

またちょっとしつこいようなんですねけれども、共同企業体のことについてお伺いしたいんですけれども、代表構成員と構成員とがあるわけですから、この比率はどういう感じになるのか。代表構成員が51対49なのか、あるいは99対1と極端な場合もあるかもしれません。そういう数字なんかは、その契約をする際に確認とかされるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 入札参加資格の要件といたしまして、共同企業体を構成する場合は、最低でも30%以上の出資比率ということを要件として付しております。また、それについては、当然確認をした上で仮契約等を結んでまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第10号の細部についてご説明します。
議案関係参考資料67ページをごらんください。

工事名、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津石浜漁港内です。

工事概要は、防潮堤石浜地区延長115メートル、平棚地区延長65メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として船揚げ場や物揚げ場など、漁業集落防災機能強化事業として避難路を整

備するものです。

入札は、平成30年1月18日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の3者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成31年12月20日までとしています。

68ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

69ページは、石浜漁港全体の工事箇所の位置図です。石浜地区、平棚地区、それぞれ赤に着色した区域が防潮堤、青は漁港施設、緑は道路、黄色は漁業集落施設として整備するものです。

70ページは、石浜地区の平面図と防潮堤の標準断面図です。平面図で赤に着色した区域は、標準断面図に示すとおり、鉄筋コンクリートL型擁壁による特殊型防潮堤です。そのほか、石浜地区では、青の南船揚場、緑の町道、黄色の避難路を整備するものです。

71ページは、平棚地区の平面図と防潮堤の標準断面図を示しております。平面図で赤に着色した区域は、標準断面図に示すとおり、鉄筋コンクリートL型擁壁による特殊型防潮堤です。そのほか平棚地区では、青の船揚げ場と物揚げ場、緑の臨港道路を整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この石浜漁港について、石浜漁港のこの平棚地区ですか。この工事に関して、工事道路としてその町道が使われるかと思うんですが、この町道、大分傷んでいるようですが、往来が激しくなった場合の危険度が高くなるんじゃないかなとう思うんですが、その整備についてはどのように考えておりますか。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 建設用工事車両が工事用道路として通行することは十分考えられます。というか、それしかないと考えております。したがいまして、十分に鉄板等で養生をしながら通行するように業者とは打ち合わせをしてまいりたいと考えております。また、工事終了後の回復といいますか、復旧といいますか、につきましては、また請負業者と相談の上で、地元の方々によりよい方向となるようにまた対処してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それから、町道用地に関して、町道そのものが直接、何というか、一本

になっていないというか、個人名義の感もあるように聞いているんだが、その辺あたりの処理はどうなっていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ここに限らず、道路内民地はほかにもたくさんある状況でございます。いずれ機会を見てそれぞれ、お互いにいろんな条件がございますので、お話し合いが合意すれば何らかの形で取得していくようになるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第11号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第11号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料72ページをごらんください。

工事名、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉津ノ宮漁港内です。

工事概要は、防潮堤災害復旧分が延長223メートル、新設分が延長34メートルのほか、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年1月18日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の3者です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成31年12月20日までです。

73ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

74ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。緑は防潮堤整備にあわせてつけかえる町道です。黄色は水産関係用地、避難路などです。

75ページは、防潮堤の標準断面図です。①-①'、④-④'断面は台形状の土壘を築き、表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型、③-③'断面はその変形、②-②'断面は重力式コンクリート擁壁の山側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤です。

74ページの平面図にお戻りください。

ここで、赤に着色した区域のうち、左から①-①'断面、帯の幅が狭い区間は②-②'断面、その右、幅が広くなっている区間は④-④'断面、ただしその中ほど、くさび型に切りかえたようになっている箇所は③-③'断面で整備するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度松原公園災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、東日本大震災により被災した松原公園を志津川中学校の南西側の公共用地に復旧する工事であります。

議案関係参考資料の76ページお開き願います。

工事場所は、志津川字助作地内であります。

78ページお開きください。

具体的な場所でございますが、志津川中学校の南西側、そして復興拠点連絡道路と八幡川の左岸、そしてJRの所有地、いわゆる旧鉄道敷、これに囲まれた約3.5ヘクタールの公共用地であります。

工事の概要といたしましては、この3.5ヘクタールの用地に野球場、両翼約90メートル、そして300メートルトラックの陸上競技施設、さらには多目的遊具等を設置する遊戯施設、トイレ、そして70台程度の駐車場等の復旧整備工事を実施するものでございます。

本工事の入札につきましては、昨年12月19日に執行されまして、3者が入札に参加、むつみ造園土木株式会社が落札いたしております。

本件につきましては、昨年10月、一般競争入札で公告を出しましたが、応札者なしということで、指名委員会にお諮りをし、14者を指名、入札には3者が参加というものでございます。

工事の期間につきましては、平成30年、本年3月30日までといたしております。しかしながら、本工事に関しましては、次年度以降への繰り越しをお願いしたいと考えております。

77ページには、仮契約書の写しを添付しております。

78ページには、平面図、位置図、そしてイメージパースをつけてございます。工事箇所は赤

色で着色した部分でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この松原公園の復旧に関しては、当初、震災から2年後にまちづくり協議会の中で議論を、UR都市機構と建設課が入って住民との議論を重ねてきました。そして、住民よりたくさんの意見、子供たちとか、中学生、小学生、そして未就児の子供たちが遊べる環境として早くこの場所を欲しいんだという話も出ました。あとは、野球場、そしてグラウンド、これも例えば県総体とか、高総体で使われるような基準を満たしているのかと、その辺も議論となりました。そういった中で、今回この図面を私は見ましたが、まちづくり協議会、そしてその後で体協の松原公園整備に当たっての会議もありました。そういった一連の流れの中で、この松原公園の復旧に関しては紆余曲折あったとは思うんですが、一番最初の案から体協の案、そして今現在ここに上がってきた案、その案というのは変わっているんでしょうか、その辺。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、前段なんですけれども、早期にと、早くと、仮設住宅で小学校とか中学校のグラウンドがなかなか手狭になっている中で、できるだけ早くというお話をいただいておりました。ただ、そういった観点から一度予算を平成27年度に計上いたしましたが、高台の造成工事の残土を区画整理事業で使う、復興祈念公園で使うというストック場所がなかなか見つからない限りにおいて、やむを得ず松原公園の予定地に置かざるを得なかつたということにつきましては、昨年9月に再度本件予算を計上した際に、そういった説明もしながら進めさせていただいていたと。多くの早く使いたいという意見は重々承知はしているんだけども、町としては住まいの復興を優先せざるを得ないということで、何とかご理解をということでようやく本日議案ということでござります。

後段の県総体とか、いろんな大会でしっかり記録として残るようなグラウンドにしていただけないかという要望、ご意見等につきましては、体育協会等々からもいただいております。ただ、本日ご審議いただいているこのグラウンド、300メートルのトラックでございますが、これにつきましては災害復旧事業ということで整備をさせていただきます。その議論は、教育委員会の生涯学習課、そして体育協会と再度させていただきました。ただ、町としてこの公園の位置づけなんですが、旧松原公園も同じなんですけれども、都市公園の中の近隣公園、要は志津川地区の方々か、遊具とかあとは沿路とかですね、この近隣の方々が使う公園とい

うことで、そういう記録会とかいうものにたえる機能までは具備しておりません。議論の中では、そういった部分につきましては、今例えれば中総体は一関ですか、のほうに行って記録会をやっているとかいうこともございます。できればここでということもありましたが、今後の公認を取るに当たっても少なからぬお金がかかる、そして維持管理費とかも考えたときに、やはり一定程度のすみ分けといいますか、考え方の整理をする必要があるだろうという中で、近隣公園ということで位置づけをさせていただいたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長の説明は重々理解しました。そして、基本的には、町民とかスポーツをしている者の要望としては、公認大会で使えるような球場とか、あとグラウンドですか、その辺を求めるのは当然だと思いますが、ただ震災に遭った場所の原形復旧ということを求めれば、松原公園の野球場も無理だったし、逆にグラウンドのほうは可能だったような気がするんです。例えば中総体とか、いろんなものがここがありました。しかしながら、今の課長の言ったとおり、一日も早く町民が家族で遊べる場所としてとりあえずここの整備というようなことに当たったということは理解できました。

そして、今、この図面を見ていると、一番山手側の奥にグラウンドが整備されています。常日ごろ考えるのは、災害が起こった場合の避難路ということを常々考えております。こののり面の側にホームベースがありますが、この辺の迂回路の整備というのは町のほうで考えているのか。そして、工期が30年の3月30日ということだったので、これは無理だと。基本的には繰り越しを考えての整備だと。とりあえず、今の現状を、高台横断道路を見る限り、やっぱりまだまだかかるなど、外構に関してもまだまだかかるなど。しかしながら、議会発行の町民の声に、若いお母さんが、小中高生、そして子供たちと一緒に遊べる公園が一日も早く欲しいというような要望が議会にきました。やっぱり、家族がそろって遊べる場所というのが今は無いものですからね。そのおくれることは理解していても、早期の完成を目指してほしいと思います。

あと、このグラウンド、野球場関係、あと元陸上競技場関係、この辺は町民に貸す場合、基本的にその賃料というのは、貸出料というのは取るんでしょうか。その辺だけ最後に何点かお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点、前の質問の部分、答弁漏れでございます。前は2.3ヘクタールでございました。今回3.5ヘクタールということで、区画整理事業で満たした

といいますかね、満たされた土地が広うございますので、前の松原グラウンドは、たしか私の記憶だと、ライトが300メートルトラックの中に入ってライトを守っているなみみたいな、大丈夫かみたいなのがありました、そういった部分の重なりの部分につきましては解消されたというのが1点。

そして、駐車場について、必要な台数できるだけ多く確保してほしいという要望もございました。これにつきましては、この図面の右側といいますかね、これJRの鉄道敷だったところでございますが、ここにつきましてJRさんと現在協議をさせていただいておりまして、ここを駐車場として使用することにつきましてはやぶさかでないという部分もございまして、隣接の部分ということで、そういう部分につきましても配慮したいと。

あと、避難の関係でございますが、この3段ののりござります。高いところだと15メートルを超えるようなのり面でございますが、避難の点につきましては、私も議員同様に、有事の際に奥から道路まで行くのに結構距離があるよねという部分もございまして、ただ災害復旧ではなかなかそこまでできないという中で、現在高台連絡道路をつくっておりますが、そちらの工事の中で、こののり面の部分に駆け上がるような階段を設置するという方向で現在内部の調整を進めさせていただいております。

あと、使用料の関係につきましては、ここは都市公園ということで、従前から建設課が維持管理を担っておりましたが、志津川公民館が従前隣接地にございましたので、借りる場合は公民館のほうで調整をして、その利用団体等の調整をした中でお貸しをしていたと。基本的には無料だったというふうに記憶しております。今後につきましては、整備まで若干の日数がかかりますので、内部においてその辺の維持管理の部署、あとは料金を設定する部署、するかどうかかも含めて調整をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 料金の見通し、どの課ですか。まだ決まらないの。

暫時休憩いたします。

午後3時3分 休憩

午後3時34分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。料金を取る場合は、条例できっちり料金を定めな

ければいけない。条例ですので、議会の議決を経て料金というのは設定されるものであります。従前の松原公園につきましては、その利用に関する料金は設定されておりませんでしたので、基本的に、何だ、新しくなったら料金設定か、ということはないのかなとは思っておりますが、ただ本件について当然内部で再度の意思確認をして、しかるべきときにお答えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

2点ほどお伺いいたします。

まずもって、この入札業者、むつみ造園土木株式会社さん、仙台支店さんが入札決定になりました。このグラウンド工事なんですけれども、そのほかの2者の方も入札参加しております、升川建設さん、飛島建設さん。見るからに、私はその業者の中身はわからないから聞くんですけども、むつみ造園さんが造園の会社なので、土木部とはありますけれども、このグラウンドの整備、野球場の整備、これらは大丈夫なんでしょうね、ということです。

そして、このピンクの表示の部分の周りが道路のように私見受けられるんですけども、これは車道なんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） むつみ造園土木株式会社でございますが、先ほど申しましたが、当初、10月には一般競争入札で宮城県内に本店・支店・営業所を置くSランクの業者ということで指名をしましたが、応札者がいなかったということで、14者を指名させていただいたと申しました。その中に、むつみ造園土木株式会社というのも指名させていただきました。

このむつみ造園土木株式会社につきましては、秋田県に本社を置く土木工事と造園工事のそれぞれをメインとするSランクの業者でございます。私、今手元に指名願いに添付する総合評定値写し書というのを今持っておりますが、受注高も10億円をはるかに超える土木業者でございまして、十分に本件土木工事、そして造園工事のセットの工事でございますが、これを履行できる業者というふうに判断いたしまして、指名委員会にお諮りをしてという流れでございます。本件に関しましては、基本土木工事メインというふうに我々捉えておりますので、ただそうは言いながらも、芝とか緑化の関係も当然大切な工事でございますので、そういった部分のノウハウも持ち合わせておるこの業者につきましては、しっかりと施工していただけるものと思っております。

もう一点なんですが、図面の赤色に着色した多分下側の部分に線が入っているんだけれども、これ道路に見えるんだけれどもという話かと思うんですが、これはそのとおり道路でございます。これは区画整理事業、現在志津川地区、復興都市区画整理事業を実施しておりますが、その事業において整備を進める、いわゆる町道部分でございます。当然、公園のオープン時期にはこの道路も供用されておるというような見通しを持っております。

以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ただいまの説明でわかりましたけれども、秋田の業者ということ、なぜ聞くかというと、今全国から業者が入って、途中繰り越しなんかをしている場合、途中でできなくなつて業者撤退というようなことも聞いておりますので、そういう観点からこれは完成に最後までしていただけるものと今認識しました。

それから、2点目の道路の関係ですけれども、これで見るとぐるっと一周できるから、お子さん連れの人が公園に遊びに来てもぐるっと歩かなくて車で一周して駐車場に入れるから、これは大丈夫かなというようなことで、ここにできるということは前々から知っておりましたけれども、こうやってやはり図面が出てくると、間近になった気分、完成が待ち遠しいという町民の声もありますので、ぜひこれを一日も早く完成して、町民がここで憩いの場として、そして子供たちが野球をしたり運動したり、健康に気をつけてこれを大いに利用、早くされたいことを願つて終わります。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　済みません、私、誤認をしておりまして、この赤色に着色した部分の外周につきましては、幅員2.5メートルの沿道でございます。基本的に、この幅員2.5メートルの沿道には車両は乗り入れはさせないというふうに考えております。危のうござります。ただ、2.5メートルというのは、管理用の例えばトラックとかが入る便利も考えまして設定をしたものでございます。ただ、議員、この駐車場の部分には、当然私、前段で申しましたが、区画道路から直接タッチができること等もございますので、車等で来ていただきましたら駐車場等にとめていただきまして、あとは徒歩でと。ただ、例えば野球大会のスポ少とかで荷物とかが多いという場合は、車どめのボラードをちょっと外して、静かにベンチの近くまで荷物を運んで、あと出でていってねというような配慮とかは当然されるべきなのは思っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、外周ができないけれども、この駐車場付近、トイレまでのこの2車線、2本線がある中央に罫線が引いてある分は車が入れるという解釈でよろしいですね。駐車場が70台とめられるというその駐車場、そしてさらにはこのJRの駐車場、はみ出た部分、これは何台ぐらい見込まれているんですか、ここの駐車場、ピンクに塗ってある部分。そして、県道とのすりつけのところにも駐車場がありますけれども、ここには何台ぐらい置けるものなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） JRの敷地の部分につきましては、現在40台程度とめられるスペースということで整備をしたいと。この図面の左下の三角の部分ですけれども、ここにつきましては15台程度と考えております。ですので、こちら15台、そして園内15台、そしてJR敷きの部分40と、合わせて70台程度と考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君

○12番（菅原辰雄君） 松原公園の災害復旧ということでございますけれども、今後、上屋とかいろいろ、トイレもここに一式とありますけれども、具体的な数字もないで、あとは手洗い場とかそういう附帯工事、町単費でやっていって、もうちょっと環境をよくするつもりはあるのか。ここだと、炎天下で吹きさらしの中でございますので、やっぱりそういう配慮も必要かと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

また、あとは災害復旧ということですけれども、野球場の場合は一応外野の場合は芝生で考えていいのか。この300メートルトラックも、済みません、中途半端といえば中途半端な施設なんですが、そういうのをどういうふうに考えているのか。

あとは、グランドゴルフ等で使用したいという要望が多々ありますけれども、これらの使用についても考えていると思うんです。そうすると余計にお休み場とかそういうのが必要となってくると思うんですが、その辺の対応、考えをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、トイレにつきましては、男子用、女子用がそれぞれ2つ、そして多目的が1つということで、あとは男子用の小便器が2つということで、穴というのも変ですけれども、7つということでございます。災害復旧上、いろいろ計算があるんですけども、これは6だったんですけども、最終的に当然設計の概要を町長と説明をした中で、1個増という形で現在設計を進めさせていただいております。

あと、附帯工事の関係でございますが、グランドゴルフとかで使いたいというお話も当然私どもの耳に入っておりまして、この陸上競技場1.3ヘクタールございますが、これのトラックの中につきましては全て芝生という形で、グランドゴルフとかができるというようなグラウンドとしてしつらえたいと。野球場につきましても、議員がお話しのとおり、外野につきましては全て芝生という形で考えております。あと、あずまやとか、あとここに例えば足洗い場が欲しいとかいう部分につきましては、繰越工事として進めるんですけれども、若干の受け差もございますので、そういった中で今後も必要に応じて利用団体とかのお話を聞きながら、財源の縛り、当然青天井というわけにはいかないんですけども、可能な限りそういう部分、実現に向けて汗をかいてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君

○12番（菅原辰雄君） 今、課長からそういう前向きな答弁をいただきました。利用していくと、いろいろこれがあったほうがいいとさまざまな意見も出てくると思うんですけども、青天井ではないと、これは重々承知しておりますけれども、できるだけ利用者が便利に使いやすいように対応していくことを希望して終わります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。

何点か伺いたいと思います。

このむつみ造園さんなんですけれども、何か調べると志津川で仕事をしていたという、そういう経緯もありました。多分下請等なんでしょうけれども、中央区の造成とか、あと枡沢のたしか公園あたりもやったという、何かネット等でちょっと見たんですけども、実績がありました。

そこで伺いたいのは、今回この野球場があるんですけれども、以前、平成の森では、甲子園並みの復旧というか、した経緯もあるものですから、この業者さんで野球場の実績が何か見当たらないようなんですけれども、今回こういった事業をお願いする上で大丈夫なのか。大丈夫というのも変な言い方なんですけれども、そのところの、どのような状況で合致したのか伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、小さいペースでちょっと確認しづらいんですが、この樹木の中に松は植えるのかどうか。その点、伺いたいと思います。

第3点目は、立派につくるので、どうかわからないんですけども、先ほどの答弁では、家

族で遊ぶためとかの答弁がありました。そこで伺いたいのは、ドッグラン的機能といいますか、そういった散歩等もできるのか。もしくは、あと遊具なんですかけれども、以前、私、タコの滑り台の一般質問をした経緯がありまして、そうしたら、何と荒島にフェイクといいますか、それっぽい全然違うものなんですかけれども、タコ風の滑り台がつきました。その中に、少し何かボルダリング風の要素もちょっとそのやつに入っていたものですから、今回、遊具の広場として、小さいスペースでも屋外ができるようなほんの小さなボルダリングぽい壁等もつけてはいかがなものかと思うんですけれども、そういったことも考えられるのか。

あと、最後1点は、この外周の2.5メートルの通路というか、管理用道路なんですかけれども、以前、庄内町に行ったときにスポーツ公園がありました。そのときに、その公園内をウォーキングできるような何かいい感じのとりつけてやっていたものですから、管理道路とする上で、足に優しいというかウォーキングできるような素材で外周をつくってもいいのではないかと思うんですけれども、やはりアスファルトの丈夫なやつですとか、その点、何点か伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず、むつみ造園土木株式会社の志津川地区での実績の話がございました。議員がご指摘のとおり、志津川の高台の公園工事の東団地と西団地の公園緑地につきましては、むつみ造園土木株式会社が施工しております。野球場の実績がないようなんだけれどもというお話をございました。先ほど、前者の質問にもお答えしたつもりなんですけれども、この野球場は、平成の森の野球場のレベルと比べると、多分そこまではいっていないというグラウンドでございます。ただ、ホームベースからセンター方向に暗渠を入れまして、さらに内外野にも当然暗渠を入れさせていただきます。あと、土工なんですけれども、細かい話を聞いてもしようがないんですけれども、黒土3、砂7とかということでブレンドをしながらやるとか、芝は野芝という形とか、一定程度の造園、あとは土木の施工管理のノウハウがある限りにおいて、しっかりとした工事ができるだろうと我々は考えております。

あと、2点目、松は植えるのかという話でございますが、今回、計上させていただきました工事請負契約につきましては、イメージパースには桜のような形で記載させていただいておるんですけれども、この松原公園の災害復旧工事には、現在いわゆる樹木ですか、高木の植栽については入っておりません。これにつきましては、震災後本町に対してさまざまな形でご支援をいただいている団体が複数ございます。そういった団体から植樹等の申し出等もご

ざいますので、そういった中で設置をしていくのがいいのではないかと考えております。その中で、松ということにつきましては、今後桜だけではなくて松とかほかの樹種につきましても含めた中で協議検討がなされていくものなのかなと思っております。

あと、ドッグランでございますが、これにつきましては、私の拙い認識ですと、ドッグランというのは囲いがあつて一定程度の広さの中にペットのワンちゃんを放してみたいなイメージなんですけれども、そういったしつらえにつきましては現在のところ考えておりません。

あと、多目的遊具、いろんな議員の思い等お聞かせいただきましたが、これにつきましては、年齢、本当に小さい子供から小学校高学年のお子さんまでが遊べるような複合遊具を設置したいと考えておりますので、ボルダリングとかそういった部分につきましては現在のところ考えておらないということでございます。

ウォーキング、多分足に優しいとかいう部分の舗装を考えていなかつたことのご質問かと思うんですが、現在のところはそのようには考えておらないというような状況でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、第1点目なんですけれども、野球場の芝生なんですけれども、その上でグランドゴルフができるのか、させてもらえるのか。その点、1点だけ伺いたいと思います。

あと、第2点目なんですけれども、名称なんですけれども、公園の、まだ先のことなんで、松原ということを継承するんでしたら、1本でも植えたほうがいいのではないかと思いまして。

あと、もう一点はドッグランに関してなんですけれども、それは専用のスペースは無理だとしても、よく公園等ですと、神割初め、ペットの入場はお断りしますみたいなところもあるんですけれども、これから検討するんでしょうけれども、そういった形で散歩もできるのかどうか、この公園 자체。その状況を伺いたいと思います。

あと、ウォーキングに関してなんですけれども、やはり高齢の方等の健康維持というか、考えると、ただの散歩よりもこういった例えば中でグランドゴルフをしている人たちを見ながら1周なり何周なりして、そうして運動を幾らでも体を動かすような形にしたほうがいいと思うので、再度検討のほうをお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目、野球場の外野の芝生でグランドゴルフできないのかというお話でございますが、私どもの意図といいますか、考え方といたしましては、この陸上競技場のトラックの中、全面芝生ということを考えておりますので、どうぞこちらのほうでそういった活動をなさっていただければなとまずは思っております。

名称でございますが、公園なので、最終的に条例名称ということで、議会の議決に付すというものかとは思っておりますが、実はこの正式名称についてどうなんだというのは内部でもちょっと若干の話はしております、松原にあったから松原公園なのかと、いやいや、志津川の人にとっては松原公園なんだというのもあってですね。例えば、中央団地の近くにあるから中央公園みたいな話とかはちょっと拙速なのではないとかいうこともございますので、名称につきましては、松原公園災害復旧工事ということで工事名称を定めておりますが、これにつきましても若干の検討が必要なのかなとは思っております。

あと、ペットの入場につきましては、基本的には例えばこの高台の団地の公園などにつきましては、ペットは入れてもいいけれどもしっかりとその排せつ物の管理はしてくださいねという注意書きの中で、この高台の都市公園たる中の街区公園ですか、は利用していただきたいというものですございます。ただ、この公園の利活用の考え方、管理の考え方につきましては、今後詰めていく部分なのかなと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後、1点だけ確認なんですけれども、野球をするところの芝生でのグランドゴルフなんですけれども、例えば今の現在の状況ですといろいろ要望が多いですから、例えば1チームというか1団体だけ使うならいいでしょうけれども、それが競合した場合とか、1回に幾つぐらいプレーできるのか、そこおわかりで。2つとか、3つできれば、この脇の競技場のほうの芝生で、そのところだけ確認させていただいて終わりにします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） グランドゴルフについては、練習について大小は可能かと思います。それで、この今回の計画でこの陸上競技場内で練習も可能だと思っていますし、それから野球場の外野でも可能だと思っております。そして、いざ大会となったときに、この間にちょうど土があつたりもしますが、障害物等を考えてオープンにして大会も可能なのかなという一応思惑は持っております。あと、その辺であと2会場に分かれて、それぞれご利用いただくのも可能なのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時58分 閉会